

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画

一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

令和4年3月

千葉県教育委員会

は じ め に

平成 19 年 4 月 1 日に特別支援教育がそれまでの特殊教育から発展的に転換され、法令上位置付けられてから 14 年が経過しました。特別支援教育ということばは県民の方々にもすっかり浸透し、各教育委員会はもとより全ての学校において発達障害を含む障害のある子供たちへの支援体制が整い、教育の質の向上が図られてきています。

この間、障害のある方々を取り巻く状況は大きく変わってきています。国際的には「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択されました。これは、今世紀初の人権に関する国際条約であり、我が国は平成 19 年に署名、平成 26 年に批准国となりました。その署名から批准に至るまでの過程において、障害者基本法一部改正、障害者総合支援法制定、障害者差別解消法制定など重要関係法令が次々と整備され、国をあげて共生社会を形成していくことが示されました。

教育分野においては、平成 24 年に中央教育審議会初等中等教育分科会が、障害のある子供と障害のない子供とが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築していくこと、そのために特別支援教育をより一層推進していく必要があることを提言しました。教育関係法令整備としては、平成 25 年に学校教育法施行令一部改正により、障害のある子供たちの就学の在り方が改められました。平成 30 年には学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校における通級による指導が制度化されるなどの動きがありました。

一方、一人一人の教育的ニーズにきめ細やかに対応する特別支援教育に対する理解の深まりは、特別支援学級や特別支援学校における教育への期待につながり、特別支援学校の在籍者数の著しい増加の一要因となり、教室不足・施設の狭隘化という課題を生み出しました。また、周産期医療の進展等に伴い増加してきた、医療的ケアを必要とする子供たちの支援体制や学びの充実も課題となってきました。さらに、GIGAスクール構想が打ち出される中、障害のある子供たちのICTの効果的な利活用により、学びをどう深めるかも喫緊の課題です。

千葉県教育委員会ではこのような背景や課題に鑑み、これまで「千葉県特別支援教育推進基本計画」及び「県立特別支援学校整備計画」を策定し、本県の特別支援教育推進の方向性を示した上で、様々な施策を推進してきました。令和 3 年度末をもって両計画の策定期間が終了することから、引き続きの課題及び新たな課題に対応すべく、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を見据えた「第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画」及び「第 3 次県立特別支援学校整備計画」を策定しました。第 3 次計画では「一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」という基本的な考え方の下、5 つの重点項目・25 の施策・130 の具体的取組を掲げ、各市町村教育委員会、医療・福祉・労働等の関係機関やPTA、地域の方々と連携・協力をしながら本県の特別支援教育を推進してまいります。

令和 4 年 3 月

千葉県教育委員会

目 次

第 1 章 第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

第 1 節	第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画策定の背景	1
1	特別支援教育の意義	1
2	共生社会	2
3	インクルーシブ教育システム	2
第 2 節	第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画の趣旨・概要	5
1	策定の趣旨	5
2	策定方針	5
3	計画の期間	5
4	各種計画の関係	6
5	計画推進体制	6
6	進行管理	7
7	点検評価	7

第 2 章 これまでの千葉県特別支援教育の取組と評価

第 1 節	千葉県特別支援教育推進基本計画（第 1 次）の概要	8
第 2 節	第 2 次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要	10
1	第 2 次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要	10
2	第 2 次計画の重点的な取組について	10
3	主な成果	10
4	主な課題	11
第 3 節	千葉県の特別支援教育の現状	12
1	千葉県の児童生徒数の推移について	12
2	千葉県の特別支援学校の状況	14

第 3 章 第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方と具体的な取組

第 1 節	本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿	18
1	千葉県の特別支援教育の基本的な考え方	18
2	重点項目における目指す姿	19
第 2 節	実施する主な施策と具体的な取組	22
I	障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実	22
主な施策 1	地域で共に学び育つ教育の推進	23
主な施策 2	就学前における早期からの相談・支援の充実	25
主な施策 3	小・中学校における特別支援教育の充実	30
主な施策 4	高等学校における特別支援教育の充実	32
主な施策 5	特別支援学校における教育の充実	34
主な施策 6	合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進	35

主な施策 7	学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実・・・	3 7
主な施策 8	医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実・・・	3 8
Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実・・・		4 0
主な施策 1	特別支援学校の計画的な整備・・・	4 1
主な施策 2	障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備・・・	4 2
主な施策 3	特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実・・・	4 4
主な施策 4	多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進・・・	4 7
Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上・・・		4 9
主な施策 1	個別最適化した学びを実現するためのICT活用による 指導の充実・・・	5 0
主な施策 2	ICT環境の整備・・・	5 1
主な施策 3	ICTを活用した関係機関との連携・・・	5 4
Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実・・・		5 6
主な施策 1	自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実・・・	5 6
主な施策 2	生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実・・・	5 7
主な施策 3	千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組・・・	5 8
主な施策 4	生涯にわたる多様な学びの機会の充実・・・	5 9
主な施策 5	障害に対する理解の普及啓発・・・	6 0
Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上・・・		6 1
主な施策 1	特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う 人材の育成・・・	6 2
主な施策 2	特別支援教育に関する研修の充実・・・	6 3
主な施策 3	学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成 と活用・・・	6 6
主な施策 4	特別支援教育推進に向けた学校経営の充実・・・	6 8
主な施策 5	異校種間の計画的な人事交流の推進・・・	6 9

関係資料

資料 1	近年の特別支援教育に関する動向・・・	7 0
資料 2	第2次計画の実績、成果と課題・・・	7 9
1	重点的な取組Ⅰ 早期からの教育相談と支援体制の充実・・・	7 9
2	重点的な取組Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実・・・	8 0
3	重点的な取組Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実・・・	8 4
4	重点的な取組Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実・・・	8 6
5	重点的な取組Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上・・・	8 8
資料 3	策定に関わった関係者・・・	9 1
1	県特別支援教育研究推進会議・・・	9 1
2	県特別支援教育専門家チーム会議・・・	9 3
資料 4	用語解説・・・	9 4

コラム 1	副次的な籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
コラム 2	連続性のある多様な学びの場・・・・・・・・	27
コラム 3	医療的ケア児支援法・・・・・・・・・・・・・	28
コラム 4	特別支援学校設置基準について・・・・・・・・	43
コラム 5	総合的な機能を有する特別支援学校・・・・・・・・	45
コラム 6	県立特別支援学校における「通級による指導」・・・・・・・・	46
コラム 7	ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (教育再生実行会議)・・・・・・・・・・・・・	50
コラム 8	「遠隔授業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
コラム 9	ICTの活用に向けた教師の資質能力の向上 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、 協働的な学びの実現～（答申）〈中央教育審議会〉より ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
コラム 10	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55

ふれあいカレンダー掲載作品（千葉県特別支援教育研究連盟）



オオワシの翼
習志野市立第六中学校
佐々木 謙心 さん



人気者のみみずくのじいさん
柏市立松葉第二小学校
高澤 歩 さん

本計画に記述されている文言について

本計画の文中に何度か出てくる文言については、最初に登場した後は省略して示させていただいております。最初の登場時点で、『〇〇〇〇〇（以下「・・・」という。）』と記述しています。

特によく出てくる「学校」や「子供」についての表記は、下記に示したとおりです。

「学校」に関する表記について

- 幼稚園 …「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を指します。
- 小学校 …「小学校及び義務教育学校前期課程」を指します。
- 中学校 …「中学校及び義務教育学校後期課程」を指します。
- 小・中学校 …「小学校、中学校、義務教育学校」を指します。
- 小・中学校及び高等学校 …「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校」を指します。
- 小・中学校等 …「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校」を指します。
- 「国立」や「私立」という記述がない場合は、「公立」を指します。

「子供」に関する表記について

- 子供 …「乳幼児から生徒までを含む総称」として、使用します。
- 幼児 …「幼稚園や幼保連携型認定こども園、特別支援学校幼稚部、私立幼稚園、保育所などに通う就学前の子供」を指します。
- 児童 …「小学校や義務教育学校の前期課程、特別支援学校小学部で学ぶ子供」を指します。
- 生徒 …「中学校や義務教育学校の後期課程、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部で学ぶ子供」を指します。
- 記述内容に合わせて、「幼児児童生徒」や「児童生徒」など、使い分けています。

第 1 章

第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

第 1 節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画策定の背景

我が国における障害のある子供への教育の制度的な幕開けは、明治 11 年に開設された京都盲啞院（現在の京都府立盲学校と同聾学校）と言われています。それ以降、盲学校及び聾学校の義務制、養護学校の義務制、障害を理由とした就学猶予・免除の廃止、通級による指導の制度化など障害のある子供たちの教育制度の充実が図られてきました。平成 19 年には、障害の種類や程度に応じ、盲・聾・養護学校や特別支援学級等の特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級を含め全ての学校で適切な指導を行う「特別支援教育」へと、発展的展開がなされました。

一方、障害者施策については、「障害者の権利に関する条約」を踏まえ、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布等、様々な制度改革が行われました。

「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利を実現するためにあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システムを確保することを求めており、我が国においても、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を推進していくことが求められるようになりました。

1 特別支援教育の意義

「特別支援教育」は、学校教育法等の一部改正に伴い平成 19 年 4 月に初めて法令上明記されました。それ以降 15 年が経過し、本県においてもその意義や必要性が広く理解され、浸透してきています。

特別支援教育の理念は、平成 19 年 4 月 1 日付け、文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」にて、次のように示されています。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

ここで大切なことは、「生活や学習上の困難を改善又は克服」とあり、障害そのものではなく、障害により生ずる困難に着目しているということです。例えば、「見えにくい」という視覚障害そのものを改善するのではなく、見えないことにより板書を写すことが難しいという学習上の困難を改善・克服にすることに焦点が当てられています。

また、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの」とあり、障害のある子供の教育は、特別支援学校はもとより、全ての学校で実施するものとされています。さらに言及すれば、発達障害及びその可能性のある幼児児童生徒のことを考え、全ての学校、全ての学級で、全ての教員によって実施されるべきものと捉えていくことが大切です。

さらに、特別支援教育が「共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」と示されており、単に障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、共生社会の形成という重要な役割があることも踏まえておきたいものです。「共生社会の形成」や後述している「インクルーシブ教育システム」については、障害のある人たちだけのためではなく、障害の有無に関わらず全ての人が生きていく上で必要な力となるものであることを認識しておくことが重要です。

2 共生社会

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人たちが積極的に参加・貢献していくことができる社会、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、このような社会を目指すことは、最も積極的に取り組むべき重要な課題であるとされています。

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これを「共生社会」といいますが、この「共生社会」をともにつくっていかなければなりません。社会には、さまざまな状況や状態にあったりする人々がいますが、「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てのなく暮らしていくことのできる社会です。障害のある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会です。

首相官邸 web から

この共生社会の形成に向けて重要な役割を担うのがインクルーシブ教育システムであり、その構築のために必要なことが特別支援教育の推進ということになります。

3 インクルーシブ教育システム

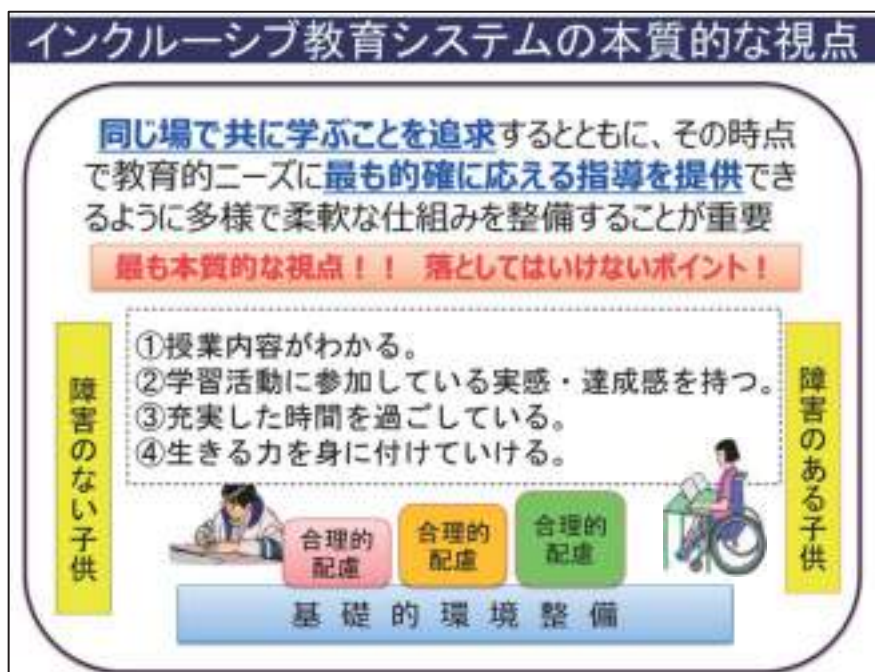
インクルーシブ教育システムは、「障害者の権利に関する条約」に示されています。この条約は、平成18年に、21世紀初の人権に関する条約として国際連合総会において採択されました。

我が国は、平成 19 年に署名、平成 26 年に批准しました。署名から批准に至る過程で、共生社会の形成に向けた動きが活発化しました。「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、様々な法改正が行われるとともに、教育分野を含む他の分野においても環境整備が行われてきました。

インクルーシブ教育システムについては、平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、次のように示されています。

- 障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間性の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

インクルーシブ教育システムの構築に当たっては、基本的には障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切ですが、それぞれの幼児児童生徒が、活動内容が分かり活動に参加している実感・達成感を持っているかどうか、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか最も本質的な視点です。



【図 1】インクルーシブ教育システムの本質的な視点

単に学ぶ場を共にすればよいということではありません。

また、インクルーシブ教育システムと特別支援教育を対比され二者択一的に理解されがちですが、そうではありません。特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、今後も特別支援教育を発展させていくことが必要です。

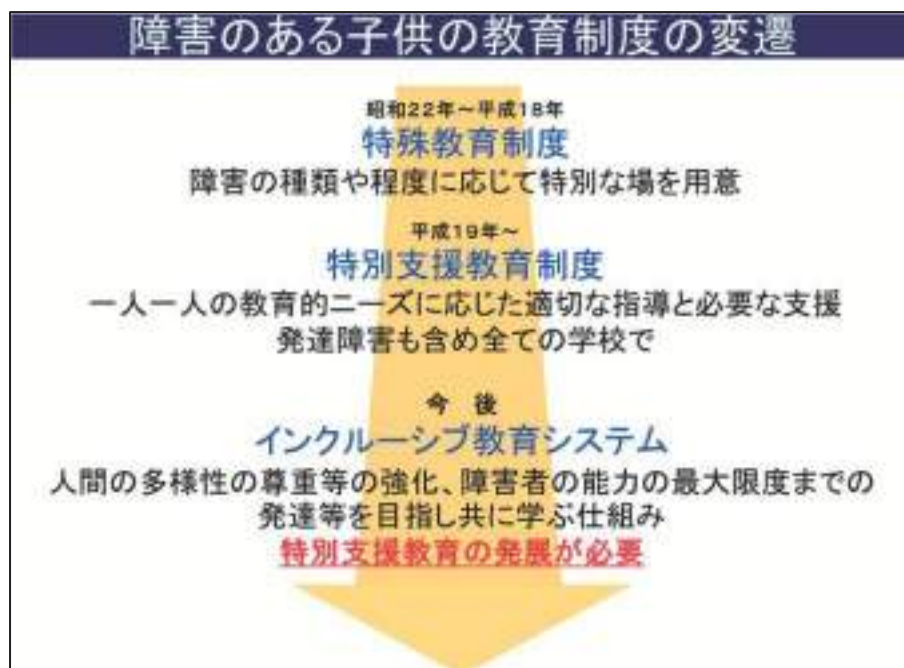
平成18年以降の動向については「資料編」に掲載しましたので、御参照ください。

なお、インクルーシブ教育システムにおいては、個人に必要な「合理的配慮の提供」が必要となります。

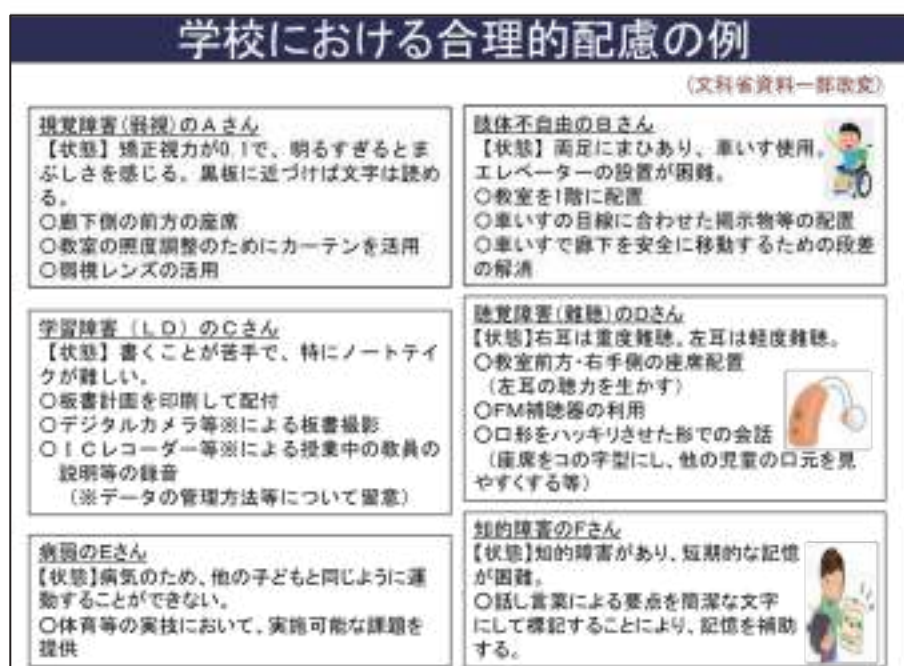
「合理的配慮」とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の

設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害の状態や教育的ニーズ等に応じて個別に必要とされるもの」です。合理的配慮については、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」でない限り、本人・保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくこととなります。

さらに、合理的配慮の充実のためには、その基礎となる環境整備、いわゆる「基礎的環境整備」の充実が欠かせません。国や県、市町村は、インクルーシブ教育システム構築に向けて、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。



【図2】障害のある子供の教育制度の変遷



【図3】学校における合理的配慮の例

第 2 節 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の趣旨・概要

本県では世界や国の動向を注視しつつ、「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」を踏まえ、特別支援教育元年である平成 19 年に「千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第1次計画」という）、平成 29 年に「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第2次計画」という）を策定し、本県特別支援教育の推進に努めてきました。

1 策定の趣旨

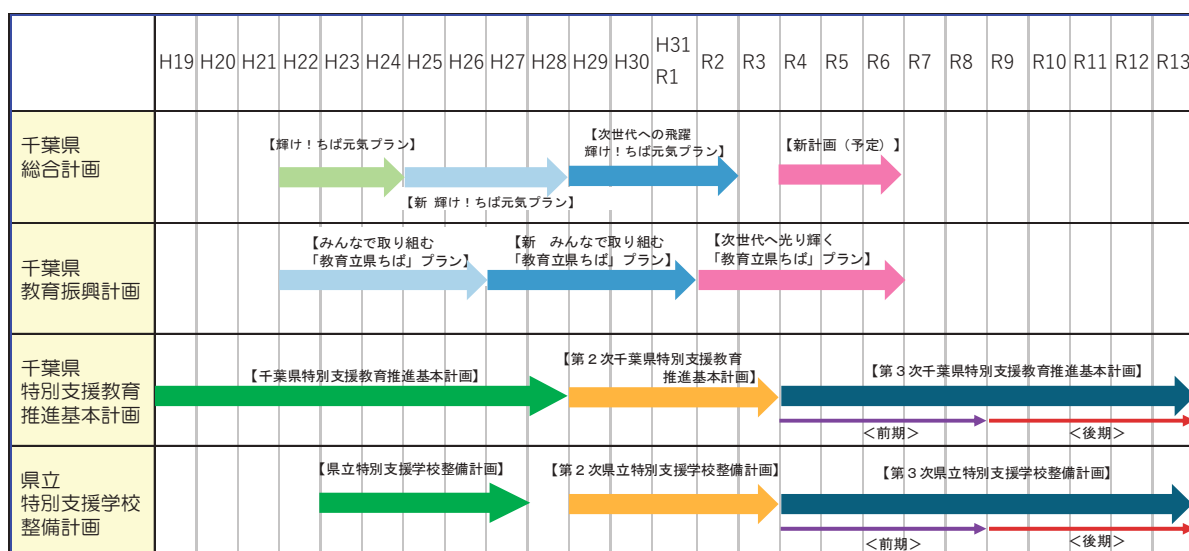
「第2次計画」に示した「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」の考え方を引き継ぎつつ、近年の社会状況の変化や新たな課題に対して適切な対応を図るとともに、更に本県の特別支援教育の充実を図るため、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下「第3次計画」という）を策定することとしました。

2 策定方針

策定に当たっては、以下の3点を踏まえました。

- (1) 千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、必要となる取組の指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的な計画とする。
- (2) 国の動向を踏まえ、「千葉県総合計画」及び「第3期千葉県教育振興基本計画」である「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（令和2年度～令和6年度）に基づき、「千葉県障害者計画」と連携を図った計画とする。
- (3) 5年後、10年後の千葉県の特別支援教育の目指す姿を踏まえた中・長期的な視点を持ちつつ、常に点検・評価・修正を行う。

3 計画の期間



【図4】千葉県の教育に関する計画の対象期間

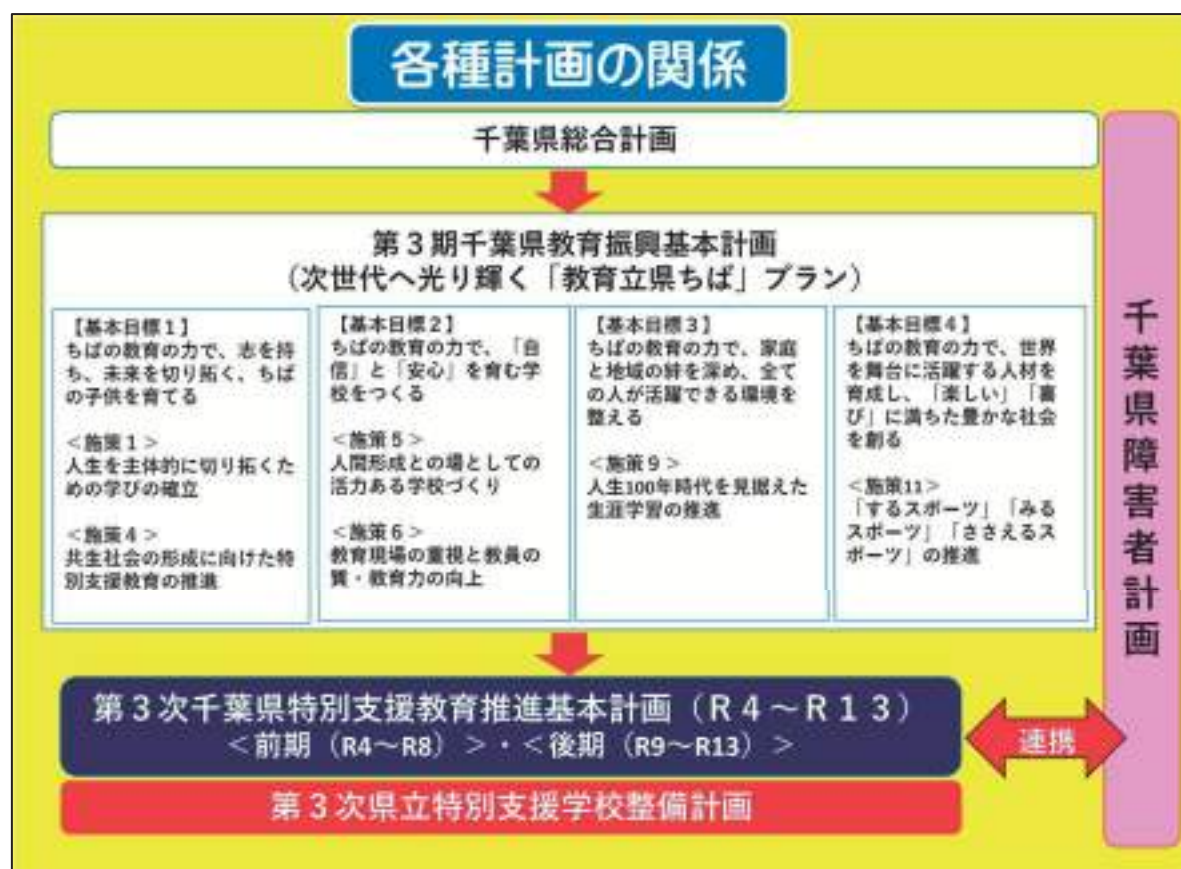
計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とした上で、令和4年度から令和8年度までの5年を「前期計画」、令和9年度から令和13年度まで

の5年間を「後期計画」と位置付けます。「前期計画」が終了する年度に中間評価を行い、その時点での課題や今後の方向性等を「後期計画」に反映していきます。

4 各種計画の関係

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」は、「千葉県障害者計画」と連携を図りつつ、「第3期千葉県教育振興基本計画」に位置付けられた特別支援教育の推進に係る基本的かつ総合的な計画です。

なお、この計画のうち、特別支援学校の整備に係る具体計画が「第3次県立特別支援学校整備計画」です。



【図5】各種計画の関係

5 計画推進体制

本計画は、千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、必要となる取組指針や方策を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的な計画です。

計画の推進に当たっては、教育関係機関はもとより、福祉、労働、保健、医療などの関係機関や企業などとの密接な連携・協力を図りながら、横断的、総合的に取り組んでいきます。

また、特別支援教育は、本人、保護者をはじめ、関係機関や関係者、幅広く県民の方々の理解を得ながら進めていくことが重要です。県のホームページや広報紙を活用し、県の施策や取組について十分な情報提供や分かりやすい説明に努めるなど、障害の理解や特別支援教育の理解を深めるための広報活動を推進します。

6 進行管理

本計画は、千葉県の特別支援教育に関して、令和13年度までの10年間に実施していく取組の方向性をまとめたものです。年度ごとに、「具体的な取組」の進捗状況及び「目標値」の達成状況について、県関係部局、関係部署と連携し、5つの重点項目に基づき、年度ごとに進捗状況を確認していきます。

第3次計画 進行管理											
年度 重点項目	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	
I 障害のある子供の学びと 切れ目ない支援体制の充実											
II 特別支援学校の整備と機能の 充実 *第3次県立特別支援学校整備 計画と連動											
III ICTの利活用による 教育の質の向上											
IV 卒業後の豊かな生活に向けた 支援の充実											
V 特別支援教育に関する 教員の専門性の向上											

各年度において「取組の進捗状況」「目標値達成状況」について、5つの重点項目に基づいて確認

中間評価

最終評価

【図6】 第3次推進基本計画進行管理

7 点検評価

点検評価は、本県の特別支援教育推進について、急を要する課題や中・長期的な課題について具体的な研究を行うために設置した「千葉県特別支援教育研究推進会議」において、年度ごとに取組の進捗状況を報告し、有識者の知見も活用しながら実施します。点検評価の結果は、千葉県特別支援教育研究推進会議の議事録として公表するとともに、令和8年度に、国の動向を踏まえつつ中間評価を実施します。また、計画最終年度の令和13年度に総括し、本県の特別支援教育の今後の方向性を見定め、その実現に向けて、次期千葉県特別支援教育推進基本計画及び次期県立特別支援学校整備計画を策定します。

第2章

これまでの千葉県特別支援教育の取組と評価

第1節 千葉県特別支援教育推進基本計画(第1次)の概要

「第1次計画」は、本県初の特別支援教育に関する総合的な基本計画として、平成19年3月に策定されました。

平成19年というのは、我が国における障害のある幼児児童生徒に対する教育が、それまでの特殊教育から特別支援教育へと発展的に転換された年であり、この転換に合わせて策定しました。

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行えるようにするため、次に示す、本県の「特別支援教育の基本的」な考え方を踏まえ6つのテーマを設定し、計画期間である10年間(平成19年度～平成28年度)にわたって特別支援教育の推進に努めました。

【本県の特別支援教育の基本的な考え方】

- 全ての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在である。
- 地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す。
- 自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指す。

6つのテーマ

- I 早期の教育相談支援体制の整備
- II 小・中学校における特別支援教育の整備・充実
- III 今後の特別支援学校の新たな機能の構築
- IV 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援
- V 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援
- VI 学校と教員の専門性の維持・向上



第1次計画の10年間で、次のような成果がありました。

- 小・中学校の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率の向上
 - 特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に伴う過密化対応として新設校・分校・分教室の開設
 - 特別支援学校と小・中学校との学校間交流の増加
 - 各種研修会や特別支援アドバイザーの派遣等による教職員の専門性の向上
- 一方で、
- さらなる関係機関の連携の強化
 - 個別の教育支援計画を活用した就学相談
 - 連続性のある多様な学びの場の整備
 - 特別支援学校の多様な教育機能の充実

- ・高等学校における特別支援教育の充実
- ・生涯学習や余暇活動に関する取組の充実
- ・教員の専門性の一層の向上

などの課題も明確となったことから、第2次計画へと引き継ぎました。

ふれあいカレンダー掲載作品（千葉県特別支援教育研究連盟）



綱引き
市川市立第七中学校
小原 壮太 さん



運動会の大玉ころがし
大網白里市立白里小学校
片岡 結唯 さん



すいぞくかんへいきたい！
千葉県立銚子特別支援学校
堀 龍之介 さん



いろいろな思い出が
一つになったひまわり。
千葉県立印旛特別支援学校
須藤 美佐 さん

第2節 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

1 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の概要

(1) 基本的な考え方

共生社会の形成に向けた我が国の特別支援教育の理念を踏まえ、第1次計画の基本的な考え方を引継ぎつつ、新たな課題への対応を図るとともに、さらに、障害のある幼児児童生徒が主体的に生きていくという考えを進めて、第2次計画の基本的な考え方を以下の3点としました。

基本的な考え方

－ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 －

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育を目指します。
- 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

(2) 計画の期間

第1次計画では計画期間が10年間でしたが、変化の激しい時代への対応を考慮し、第2次計画では平成29年度から令和3年度までの5年間の計画期間としました。

2 第2次計画の重点的な取組について

第2次計画では、下記の5つの重点的な取組に基づき、20の主な取組を定め、さらに74の具体的な取組を位置付けて取組を進めてきました。

5つのテーマ

- I 早期からの教育相談と支援体制の充実
- II 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実
- III 特別支援学校の整備と機能の充実
- IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
- V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上



3 主な成果

第2次計画の成果と課題の詳細については、79ページ以降に記載してありますが、主な成果として次のようなものがあります。

- ・幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園」という。）や、小・中学校、高等学校、特別支援学校といった学校、通常の学級や通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場の充実を図ることができました。

- ・就学前については、特別支援学校、県総合教育センター特別支援教育部や県子どもと親のサポートセンターを中心に、早期からの教育相談が充実するとともに、幼稚園における特別支援教育の推進を図ることができました。
- ・小・中学校においては、交流及び共同学習の推進、合理的配慮の適切な提供、校内体制の充実などの成果が挙がっています。
- ・高等学校においては、通級による指導の実施、特別支援教育支援員の配置などにより、障害のある生徒一人一人に応じた学びの充実を図ることができました。
- ・特別支援学校においては、複数の障害種に対する教育機能の追加、小・中学校の児童生徒への通級による指導の展開など、多様な教育機能の活用を図るとともに、外部人材を活用し、授業の改善や進路指導に関する専門性の向上を図ることができました。また、新設校の開校、教室棟や作業棟の増築、スクールバスの増車など特別支援学校の過密状況への対応を進めることができました。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、パラスポーツを通じた交流が多く为学校等で行われ、障害の理解が進んだことも大きな成果です。
- ・特別支援教育に関する教員の専門性の向上に努め、障害やインクルーシブ教育システム、適切な指導・支援の在り方などについて理解が進みました。特別支援学校や特別支援学級教員の特別支援学校教諭免許状の取得については、どちらも全国平均を上回ることができました。

4 主な課題

- ・教育相談や教育支援体制のより一層の充実を図るために、教育相談担当者の専門性向上、幼稚園における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を更に進める必要があります。
- ・就学前の幼児の多くが私立幼稚園や保育所に通っている現状を踏まえており、小学校入学後の指導・支援の充実のためには、私立幼稚園や保育所も含め様々な就学前の機関において、障害の理解や指導・支援体制が充実していることが必要です。
- ・小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進・充実に向けて今後も各学校の特別支援教育の中心となる特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級による指導担当教員をはじめ全ての教員の専門性の向上を図ることが必要です。
- ・小・中学校の特別支援学級での指導や通級による指導の充実、高等学校における通級による指導の充実、小・中学校及び高等学校における自立活動の充実を図ることが必要です。
- ・特別支援学校の計画的な整備については、過密状況への対応が必要な地域があり、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・ICTの利活用による教育の質の向上、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援体制の整備・充実、交流及び共同学習を推進するための副次的な籍の導入の検討も、今後進めていかなければなりません。
- ・特別支援学校設置基準への対応についても各学校の実状に合わせて検討していく必要があります。

第 3 節 千葉県の特別支援教育の現状

1 千葉県の児童生徒数の推移について

県内国公立及び私立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数は、平成元年度は 964,958 人でしたが、その後、児童生徒数は減少の一途をたどり、令和 2 年度は 621,191 人となりました。第 2 次計画策定後は 60 万人台で、年々わずかながら減少しています（グラフ 1 参照）。



【グラフ 1】県内の国公立・私立小・中学校、義務教育学校、高等学校（全日・定時・通信）、中等教育学校に通う児童生徒数

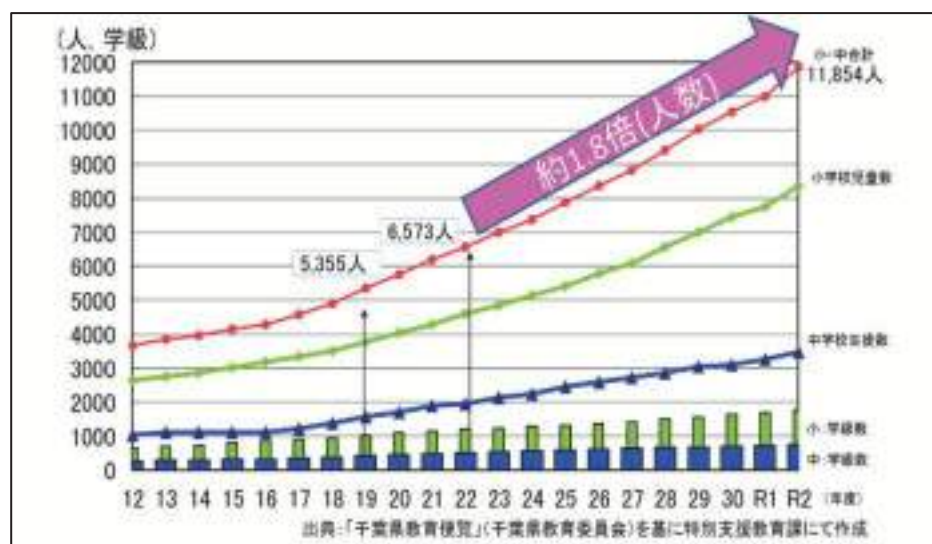
一方で、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ幼児児童生徒数、小・中学校や義務教育学校で通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。

公立特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒数ですが、特別支援教育がスタートした平成 19 年度は 1,180 学級で 4,587 人でしたが、令和 2 年度は 1,584 学級で 6,687 人が学んでいます。10 年前の平成 22 年度と比較すると、幼児児童生徒数は約 1.3 倍の増加となっています（グラフ 2 参照）。



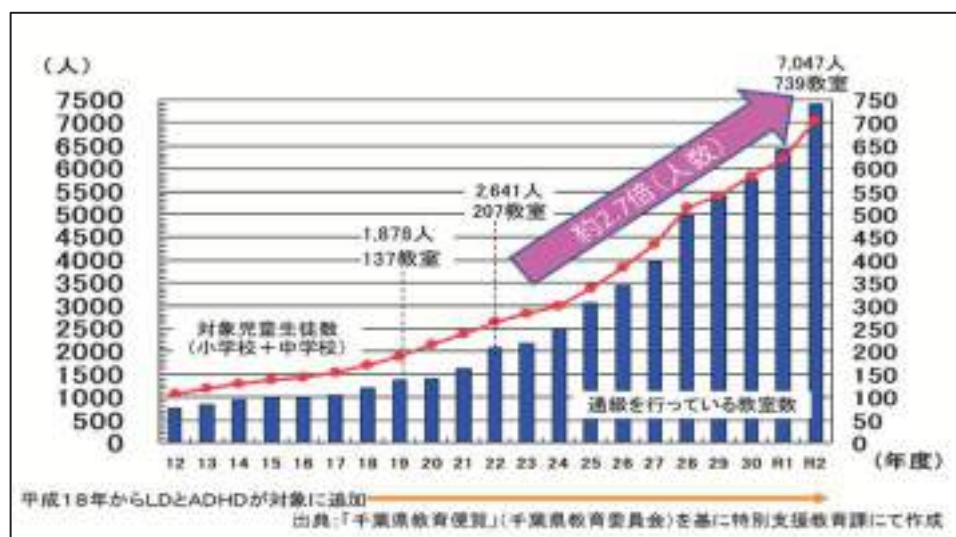
【グラフ 2】県内の公立特別支援学校在籍児童生徒数

公立小・中学校、義務教育学校の特別支援学級在籍の児童生徒数も増加しています。平成22年度は、小学校1,198学級で4,618人、中学校508学級で1,955人、合計1,706学級で6,573人の児童生徒が学んでいました。令和2年度は、小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）の1,764学級で8,368人、中学校及び義務教育学校後期課程（以下単に「中学校」という。）の760学級で3,486人、合計2,524学級で11,854人が学んでいます。児童生徒数を10年前の平成22年度と比較すると約1.8倍の増加となっています。（グラフ3参照）



【グラフ3】県内の公立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数

次に、公立の小学校及び中学校（以下「小・中学校」という）において通級による指導を受けている児童生徒数の状況ですが、特別支援学校や特別支援学級在籍の児童生徒数よりも高い増加率を示しています。平成19年度は、137教室で1,878人が指導を受けていましたが、令和2年度では、739教室で7,047人が指導を受けています。通級による指導を受けている児童生徒数を10年前の平成22年度と比較すると、約2.7倍の増加となっています（グラフ4参照）。



【グラフ4】県内の公立小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数

この間、県内の国公立及び私立の小・中学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数は減少していますが、特別支援学校の在籍児童生徒数、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。これは特別支援教育の理解が進み、個々の多様性を認め合う意識の向上、個々の障害の状態等に応じたきめ細かな教育が少人数の場で受けられるという「良さ」に対する期待が高まっていることなどの表れと考えられます。特に、通級による指導については、言語障害特別支援学級から通級による指導への移行、情緒障害や発達障害の児童生徒に対する通級による指導の拡大、肢体不自由や病弱の児童生徒に対する通級による指導の開始などにより、この10年間で約2.7倍の増加を示しています。

2 千葉県の特別支援学校の状況

第2次計画に基づき、新たな特別支援学校の設置等に取り組んできました。また、障害のある児童生徒が、より居住地に近い場所で、専門性のある指導を受けることができるよう、総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開を推進しました。

(1) 第2次計画策定後の開校、増設

第2次計画策定以降の新設校開校等については、表1のとおりです。

年度	学校	形態
平成29年度	県立栄特別支援学校	新設
平成30年度	県立君津特別支援学校作業棟	増築
	県立市川特別支援学校作業棟	増築
令和元年度	県立市原特別支援学校教室棟	増築

【表1】第2次計画以降の新設校開校等の状況

桜が丘特別支援学校に教室棟が供用、流山市内に令和4年4月に、東葛の森特別支援学校が開校します。

(2) 複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校

令和3年度現在、複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校は、表2のとおりです。

学校名	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
県立袖ヶ浦特別支援学校				○	○
県立柏特別支援学校			○		○
県立栄特別支援学校			○	○	
県立銚子特別支援学校			○	○	
県立大網白里特別支援学校			○	○	
県立長生特別支援学校			○	○	
県立安房特別支援学校		○	○	○	○
県立君津特別支援学校			○	(予定)	○
県立矢切特別支援学校			○	(R4 予定)	
県立野田特別支援学校			○	(R4 予定)	

【表2】複数障害種に対する教育機能を有する県立特別支援学校（令和3年度現在）

令和3年度、柏特別支援学校に病弱に対する教育機能を、栄特別支援学校と安房特別支援学校に肢体不自由に対する教育機能を追加しました。

令和4年度には、矢切特別支援学校と野田特別支援学校に肢体不自由に対する教育機能を追加します。また、過密状況への対応と併せて、今後、君津特別支援学校についても肢体不自由に対する教育機能を追加する予定です。

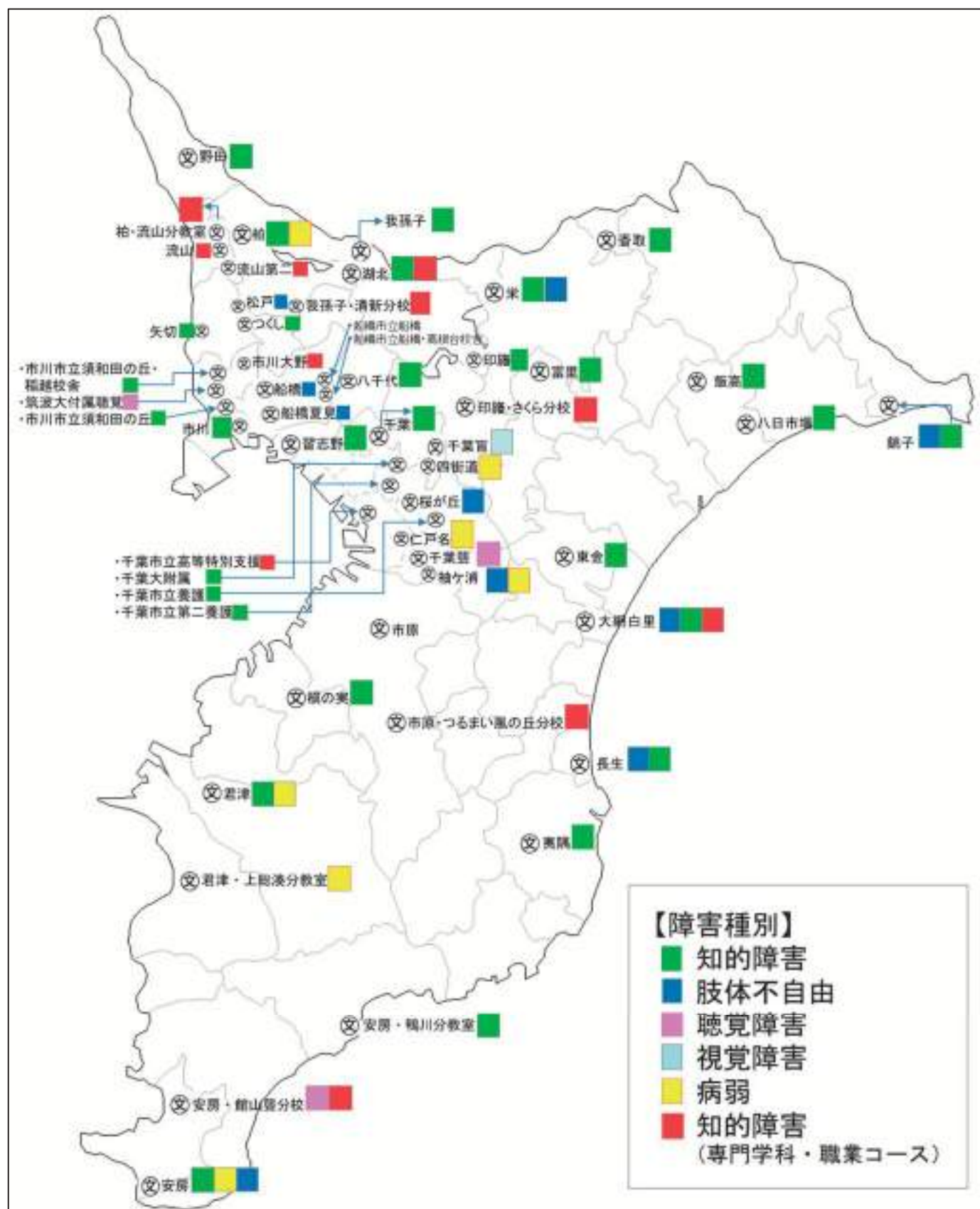
(3) 小・中学校に対して通級による指導を実施している特別支援学校

県立特別支援学校が、地域の小・中学校の児童生徒に対して通級による指導を実施しています。第2次計画以前の平成28年度は、13の特別支援学校（延べ16校）で通級による指導を実施していましたが、令和3年度は17の特別支援学校（延べ32校）で通級による指導を実施しています。

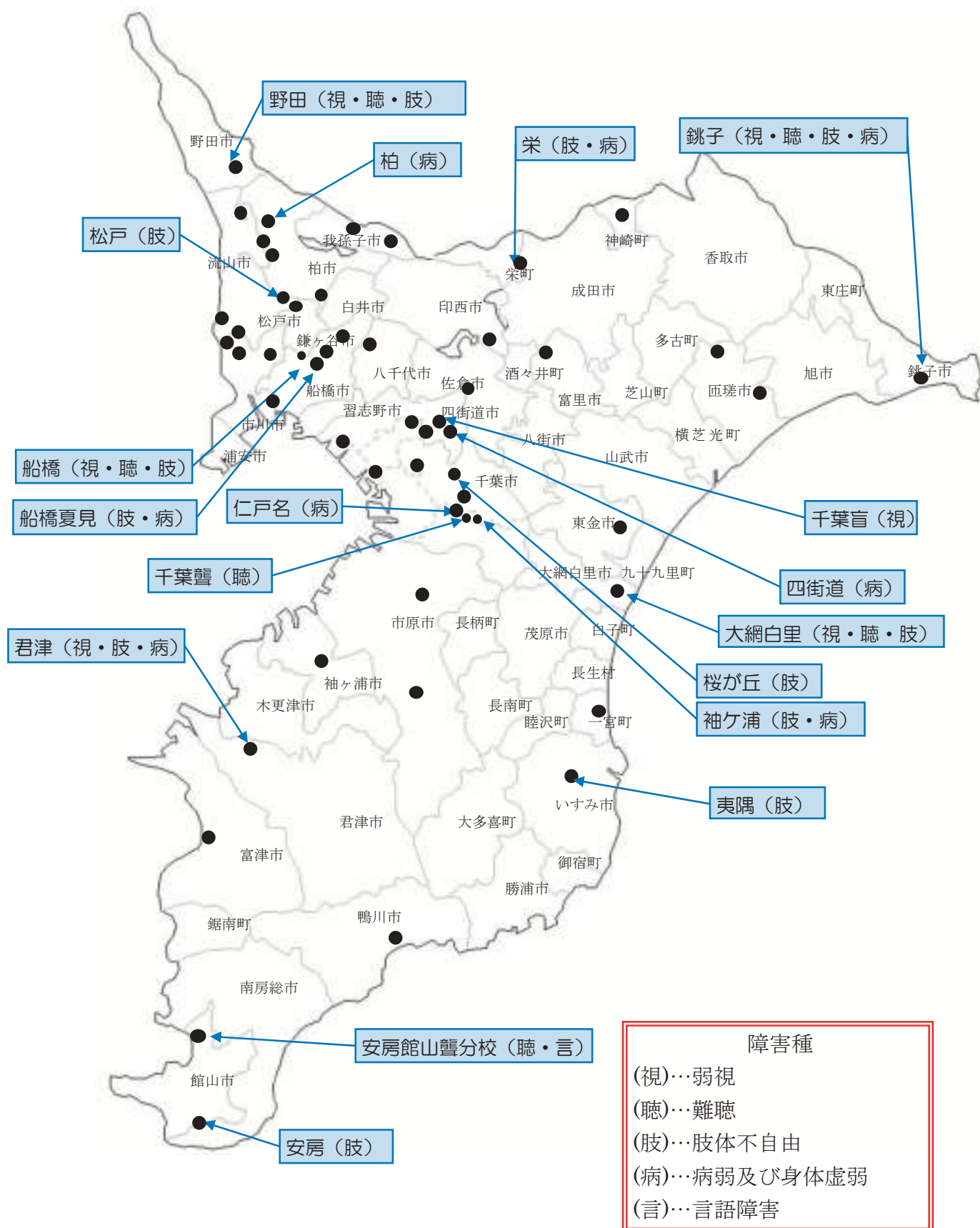
令和3年度現在、小・中学校の児童生徒に対して通級による指導を実施している特別支援学校は、表3のとおりです。

学校名	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
県立千葉聾学校		○		
県立桜が丘特別支援学校			○	
県立仁戸名特別支援学校				○
県立袖ヶ浦特別支援学校			○	○
県立船橋特別支援学校	○	○	○	
県立船橋夏見特別支援学校			○	○
県立松戸特別支援学校			○	
県立柏特別支援学校				○
県立野田特別支援学校	○	○	○	
県立千葉盲学校	○			
県立四街道特別支援学校				○
県立栄特別支援学校			○	○
県立銚子特別支援学校	○	○	○	○
県立大網白里特別支援学校	○	○	○	
県立夷隅特別支援学校			○	
県立君津特別支援学校	○		○	○
県立安房特別支援学校		○	○	
合計	6校	6校	12校	8校

【表3】小・中学校に対して通級による指導を実施している特別支援学校（令和3年度現在）



【図7】令和3年度 県内の国公立特別支援学校の設置状況



【図8】令和3年度 県立特別支援学校における通級による指導の状況

第3章

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の 基本的な考え方と具体的な取組

第1節 本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿

1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

国が示す共生社会の形成に向けた特別支援教育の理念を踏まえるとともに、第2次計画の基本的な考え方を引き継いでいます。さらに共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を構築するという考えを押し進めて、第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方を以下の4点とします。

千葉県の目指す特別支援教育の基本的な考え方

～ 一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 ～

- 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

本計画は、障害のある幼児児童生徒に対する教育のみに着目するものではありません。障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指していきます。これを「一人一人が輝く共生社会の形成」としています。

また、幼児児童生徒一人一人のよりよい成長には、最も身近な理解者であり支援者である保護者が、元気に活力ある生活を送っていくことが重要です。家族も含めて「一人一人が輝く」ように取組を推進していきます。

2 重点項目における目指す姿

上記の基本的な考え方を踏まえ、「第3期千葉県教育振興基本計画」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、第3章を障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実、ICTの利活用による教育の質の向上などの5つの「重点項目」で構成し、その下に「主な施策」、更に「具体的な取組」を配置しました。

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

- 教育相談担当者の専門性の向上が図られ、教育相談担当者とし市町村の関係機関、児童相談所等との連携が強化されている。
- 就学前の様々な教育・保育機関において、個別の教育支援計画や個別の指導計画など個々の障害の状態等に応じた指導・支援に関する計画が活用され、障害の理解が進み、個々に応じた指導・支援が行われている。
- 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上が図られ、小・中学校等における特別支援教育が更に充実している。
- 副次的な籍の研究が進み、積極的な居住地校交流の実施などにより、交流及び共同学習が更に充実している。
- パラスポーツや文化芸術活動等を通じた交流及び共同学習が、計画的に行われている。
- 家庭と教育、福祉との連携が更に充実し、障害のある幼児児童生徒及びその保護者が、乳幼児期から学齢期、そして社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けることができる。
- 小・中学校の通常の学級、通級による指導や特別支援学級において、障害理解や個々に応じた教育の充実が図られ、障害のある児童生徒が充実感・達成感を感じながら生きる力を身に付けている。
- 高等学校における通級による指導が更に充実し、巡回指導などの指導形態が工夫されている。
- 小・中学校等における自立活動が充実し、教育活動全体を通して、障害による困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣等に対する指導・支援が更に行われている。
- 全ての特別支援学校において、個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い指導が更に行われ、幼児児童生徒が自立と社会参加を目指し、能力や可能性を最大限伸ばしている。
- 学校間及び学校と関係機関との連携が強化され、学習の履歴や合理的配慮の提供などの情報共有により、情報が進路先に適切に引き継がれ、個々の教育的ニーズに応じて一貫した指導・支援が行われている。
- 指導的な役割を担う医療的ケア看護職員の配置など、特別支援学校における医療的ケアを安全かつ確実に実施できる体制が整っている。

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）を踏まえ、小・中学校等における医療的ケアについての理解が進み、支援体制が整っている。

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

- 過密状況が著しい地域における新たな特別支援学校の設置など、計画的に整備が進んでいる。
- 特別支援学校設置基準を踏まえた対応が進んでいる。
- 総合的な教育機能を有する特別支援学校が、その教育機能を十分に発揮している。
- 知的障害のある生徒を対象とした専門学科、普通科職業コースの在り方などが検討され、生徒のニーズに応える特色ある学校や学科が整備されている。

Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善のため、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じてICT機器が利活用されている。
- 学習が途切れることなく受けることができるように、Web会議システム等を活用した遠隔教育が行われている。
- 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新が進み、ICTを適切に利活用した授業が展開されている。
- 校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を通して、教職員のICTに関する専門性の向上が図られている。
- 個別の教育支援計画等をデータベース化することで、関連施設との引継ぎなどが効率的、効果的に行えるようになっている。

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 幼稚園、小・中学校、高等学校段階における連続した系統的なキャリア教育が進み、個々の発達段階を踏まえた進路指導及び職業教育の充実が図られている。
- 就職後の職場への定着に向け、労働や、福祉の関係機関とのネットワークが構築されている。
- 学校で学んだことが生涯学習に生かされるよう、各学校や地域の特性を生かした取組が教育課程に位置付けられている。
- さわやかちば県民プラザや県立図書館、博物館、美術館、公民館などの公共施設の活用についての周知がなされ、利用方法についての理解が進んでいる。

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 県教育委員会や市町村教育員会、各学校での研修等の充実により、全ての教員が障害や特別支援教育を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われている。
- 総合的な教育機能を有する特別支援学校の機能の充実を図るため、視覚障害教育及び聴覚障害教育について専門性を有する教員が育成されている。

- 今後の特別支援教育を担う人材の育成、地域や学校において中核となる特別支援教育に携わる教員を計画的に育成する仕組みが構築されている。
- 校長の強力なリーダーシップのもと、特別支援教育推進に向けた学校経営の充実が図られている。
- 異校種間の人事交流により、互いの学校の教育効果や課題について理解促進が進み、各学校における特別支援教育の中核となる人材が育成されている。

＜参考＞ 《第3期千葉県教育振興基本計画》

第3章 第3期千葉県教育振興基本計画の施策・取組

基本目標1 ちばの教育力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

(1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子供がその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図っていきます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図っていきます。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

第2節 実施する主な施策と具体的な取組

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

これまで県教育委員会では、幼稚園において支援が必要な幼児に対して、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学先決定に努めてきました。また、県総合教育センター特別支援教育部や県子どもと親のサポートセンターなどにおける教育相談の充実を図るとともに、特別支援学校が、医療・保健・福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実に努めてきました。

さらに、特別支援アドバイザーを活用して、小・中学校等への支援の充実に図るとともに、特別支援学校における通級による指導を実施するなど、地域内の小・中学校や高等学校に対するセンター的機能の充実に取り組みました。また、特別支援学校に、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）など専門的な知識や経験を有する外部人材を配置し、特別支援学校のセンター的機能を高めることに努めました。

各学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を図り、切れ目ない一貫した指導・支援を促進してきました。

また、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒との交流及び共同学習を促進し、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人々が、互いに良さを認め合い、共に学ぶ仲間であることを認識できるよう取り組んできました。

引き続き、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実に図っていきます。また、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人の幼児児童生徒に応じた切れ目ない支援体制の充実に図っていきます。

〔目標値の設定〕

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画における進捗状況を確認するため、重点項目ごとに目標値を設定しました。重点項目Ⅰについては、以下のとおりです。

目標項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校が小・中学校等とパラ スポーツを通じた交流及び共同学 習を実施した割合	15%	30%	30%
県総合教育センター特別支援教育 部による教育相談研修の実施回数	2回	4回	6回
県子どもと親のサポートセンター による教育相談研修の実施回数	13回	15回	17回
市町村教育委員会等の就学担当者 への研修会累計受講者数	52人	100人	110人
個別の教育支援計画の活用率 *1 (公立小・中学校等)	67.7%	90.0%	100%

目標項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
個別の指導計画の活用率 *1 (公立小・中学校等)	71.3%	90.0%	100%
特別支援学校において、授業中に ICTを活用して指導することができる教員の割合	73.7%	100%	100%
特別支援アドバイザーの公立小・中 学校等への派遣実施率	96.3%	98.2%	100%
医療的ケア看護職員の実技研修参 加人数 *2	60名目標のうち 55名参加	90名目標のうち 全員参加	120名目標のう ち全員参加

*1 活用率とは、「個別の教育支援計画又は個別の指導計画を作成している幼児児童生徒のうち、進級や進学等の際に、計画を活用して個別に説明や引継ぎを行うとともに説明後に計画を渡した幼児児童生徒の割合」をいいます。

*2 医療的ケア看護職員の実技研修は、医療機関で実施するため、研修を実施する医療機関の確保が必要になります。現在は2年間で看護師全員が研修できるよう取組を実施していますが、今後は、毎年看護師全員が研修に参加できる体制づくりを目指します。

【主な施策1】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒への理解を深める啓発活動等の取組を進めます。また、障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組みます。

千葉県で学び育つ幼児児童生徒が、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を発揮していく人材として成長できるよう、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人々が、互いの個性を尊重することを目指し、特別支援学級や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進してきました。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に県内でもパラスポーツへの関心が高まりをみせたことを好機と捉え、引き続き特別支援学校を拠点とした、パラスポーツを通じた交流を積極的に推進していきます。

【具体的な取組】

〔① 分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進〕

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境整備や授業づくりを進め、全ての幼児児童生徒にとって学びやすい環境整備、指導の実現に努めます。また、一人一人の困難さに応じた合理的配慮の提供により、幼児児童生徒にとって「分かる・できる」授業づくりを推進するとともに、多様性を認め合える学級経営を目指します。

〔② ICTを活用した交流及び共同学習の推進〕

交流及び共同学習の実施にあたり、例えばICTを活用してテレビ会議等で学校相互をつなぐなど、時間や場所に制限されることなく、また、遠隔地にある学校であっても、容易に交流及び共同学習を実施することができるようにします。障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。

〔③ 副次的な籍の研究〕

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒と居住地との結び付きを強め、居住地の学校との交流及び共同学習をより円滑に行うため、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組について、市町村教育委員会や幼稚園、小・中学校と連携を図りながら研究していきます。



1 副次的な籍

(1) 副次的な籍とは

「副次的な籍」とは、特別支援学校に通う幼児児童生徒が、学籍を特別支援学校に置き、副次的な学籍を居住地の小学校、中学校等に置く仕組みのことです。

学習指導要領には、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする取組として「交流及び共同学習」が規定されています。そしてその取組の一つが「居住地校交流」であり、現在では、その「居住地校交流」を発展させたあらたな取組の一つとして、「副次的な籍」が各地域で広がりつつあります。

(2) 関東近県の状況

関東近県では、東京都が「副籍制度」、埼玉県が「支援籍」、横浜市が「副学籍」と称して実施しています。「副次的な籍」については、国が定める指針や法律、補助制度はありません。

(3) 期待される効果と課題

障害のある子供たちが、居住する地域の学校に副次的な学籍を置くことは、居住する地域の子供の一人として居住地との関係を深め、つながりの維持・継続に結びつきます。また、地域の障害のない子供たちと分け隔てなく学びあうことは、共生社会を形成する一つの姿であると考えられます。

その一方で、児童生徒の付添いや時間割りの調整など、保護者や教員の負担が増すことなどの現実的な課題もあり、それらについて研究していく必要があります。

〔④ パラスポーツや文化芸術活動を通した交流及び共同学習の充実〕

特別支援学校がパラスポーツ推進の拠点となり、パラスポーツ競技用具の貸出しや体育施設の開放を行い、小・中学校等からの要請に応じて出前授業や授業づくり相談を実施します。また、障害のある者と障害のない者とが互いの存在を認め合い、尊重し合う社会を実現できるよう、パラスポーツや文化芸術活動等を通した交流及び共同学習の充実を図っていきます。

〔⑤ メールマガジンの発行〕

教員をはじめ、多くの県民の方が障害のある人への理解を深められるよう、千葉県の特別支援教育の取組を中心に、県教育委員会から特別支援教育の取組や参考となる情報などを載せたメールマガジンを定期的に配信します。

〔⑥ 特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実〕

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実を図り、学校と保護者、学校と地域の連携・協働体制を強化するとともに、地域の方の障害のある子供たち及び特別支援教育への理解を深めていきます。

【主な施策2】 就学前における早期からの相談・支援の充実

医療・保健・福祉等の関係者や関係機関、NPO等との円滑な連携に資するネットワークを活用して、支援体制を強化し、障害のある子供への早期からの教育相談・支援体制の充実を図っていきます。

これまで、特別支援学校における教育相談の他、県総合教育センター特別支援教育部において、障害のある幼児児童生徒に対して電話やメール、来所による教育相談を行ってきました。

県子どもと親のサポートセンターでは、電話やメール、FAX、SNS、来所による相談を行い、小・中学校等の児童生徒の不登校やいじめ等の課題解決や心豊かな成長を支援してきました。課題となっている不登校の背景の一つとして発達障害に起因する可能性があることから、県総合教育センター特別支援教育部と連携しながら、相談活動を行ってきました。

その他、就学相談担当者を対象とした研修の実施、保護者や教職員向けの資料の作成・周知等を行うとともに、医療や保健、福祉等の関係機関や民間団体等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ってきました。

今後も、関係機関等とのネットワークを活用し、早期からのきめ細かな教育相談や就学相談を行うとともに、学びの場の検討等に対する支援の充実を図っていきます。

また、幼稚園における支援体制の充実を図るため、園内体制の整備・充実、関係機関や小学校との連携推進、教職員に対する研修の充実を図り、就学前における早期からの支援体制をより一層強化していきます。

(1) 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

【具体的な取組】

〔① 相談窓口の周知による早期からの教育的支援〕

引き続き、各特別支援学校が作成する教育相談や就学支援に関するリーフレット等で、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその成果、特別支援学校におけるセンター的機能について周知し、保護者が就学や教育相談先を選択できるようにしていきます。

また、特別支援学校と市町村教育委員会とが連携し、県や市町村の様々な相談窓口を周知するとともに、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施していきます。さらに、幼稚園等への訪問や、様々な障害の早期発見と早期からの教育的支援に努めていきます。

〔② 県相談機関における教育相談の充実〕

県総合教育センター特別支援教育部や県子どもと親のサポートセンターにおいて、引き続き相手に寄り添った丁寧な教育相談に努めるとともに、連携会議を定期的に行い、相談の内容によって両機関が連携して支援を行うことができるようにします。

〔③ 特別支援学校における教育相談の充実〕

引き続き、各特別支援学校において就学相談、教育相談体制の中核となる特別支援教育コーディネーターが地域社会の教育や福祉、医療等の関係機関と連携強化を図りながら、相談に当たっていきます。

〔④ 相談支援に関わる機関の連携強化〕

県総合教育センター特別支援教育部、県子どもと親のサポートセンター、市町村教育委員会が設置する教育センター等の関係者によるネットワーク会議を定期的に行い、教育相談についての情報を共有するとともに、教育相談担当者の専門性を高めていきます。

また、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育、福祉のより一層の連携を図るとともに、保育所等連携事業や幼保小連携事業を活用した情報の共有と効果的な支援の充実に努めていきます。

（２） きめ細かな就学相談と学びの場の検討への支援の充実

【具体的な取組】

〔① 就学相談における積極的な情報提供〕

本人や保護者が正確な情報を得て十分に理解した上で、就学先を検討できるよう、就学相談において、小学校や特別支援学校で受けられる教育内容、支援体制を含む基礎的環境整備、就学先の決定方法、就学後の多様な学びの場の活用、合理的配慮決定までのプロセスなどについて、しっかりと情報提供を行っていきます。



2 連続性のある「多様な学びの場」

平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が提言されました。

この報告の中で、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、そのために通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると指摘されました。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、全ての関係者が共通理解することが重要です。

本県においても、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害のある全ての幼児児童生徒が、将来を見据え、個々に応じた適切な指導及び必要な支援を受けられるよう、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ってきました。

〔② 健康診断等における診断結果の情報共有〕

障害の理解が十分でないことによる不適切な対応を防ぐため、健康診断等における発達面での気づきを保護者や就学先、関係諸機関と共有するとともに、必要に応じて適切な教育相談の場につないでいきます。

〔③ 学びの場の柔軟な見直し〕

障害のある子供の成長に合わせて、就学後も適切な教育が受けられるよう、保護者に対し、積極的な情報提供を行った上で、個別の教育支援計画を活用した学びの場の見直しが柔軟に行えるよう、教育相談を実施していきます。

〔④ 医療的ケア児に関する就学前段階からの情報収集〕

医療的ケア児が入学直後から安全・安心に学校生活を送ることができるよう、就学前段階の医療的ケア児の情報を収集し、早期から学校、保護者、看護師、医師や関係機関等が連携できるようにしていきます。



3 「医療的ケア児支援法」の施行

医療的ケア児とその保護者を支えるために、令和3年9月18日、「医療的ケア児支援法（正式名称：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」が施行されました。

(1) 基本理念（一部抜粋）

- ・医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮する。
- ・居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにする。

(2) 教育に関わる施策等

この法律の基本理念のもと、国や地方公共団体、学校設置者等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定められました。

具体的には、

- ・教育を行う体制の拡充のための措置として、教育委員会がガイドラインを策定等の総括的な管理体制を整備する。
- ・学校等の設置者に対しては、保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにする。
- ・医療的ケアかを行う人材の確保を図るために、認定特定行為業務従事者を学校に配置するための体制を構築する。

この医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、今後、すべての学校において、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携の下に、医療的ケア児に対して切れ目ない支援を行っていく必要があります。

〔⑤ 障害のある幼児の就学に関わる関係機関の連携強化〕

障害のある幼児の就学について、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援所等と綿密な情報共有を行うなど、更なる連携の強化を図っていきます。

〔⑥ 就学担当者に対する研修の充実〕

市町村教育委員会就学担当者に対する特別支援教育や就学に関する研修の充実を図り、適切に就学相談が実施されるようにするとともに、引き続き、教育支援委員会において就学後のフォローアップを実施するなど、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な支援に努めていきます。

〔⑦ 適切な就学支援に向けた教育支援委員会の開催と協力員の指名〕

障害のある子供の適切かつ継続的な教育的支援のため、引き続き、県教育支援委員会において、障害のある子供の学びの場について多面的・多角的に検討するとともに、就学後の学びの場についての相談・支援を行っていきます。

また、各特別支援学校で就学相談や教育相談の中核となる教員を「県教育支援委員会協力員」に指名し、就学に関する調査や資料の作成、教育（就学）相談の窓口等の役割を持たせ、円滑な就学相談及び教育支援委員会の開催に努めていきます。

（３） 幼稚園における支援体制の充実

【具体的な取組】

〔① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用促進〕

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が更に促進されるよう、県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村教育委員会、幼稚園に向け啓発資料を作成するとともに、幼稚園の職員に対する研修において個に応じた指導・支援のための計画の作成方法や活用の効果を周知したり、効率的な計画の様式例を示したりしていきます。

〔② 幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修会への参加促進〕

県教育委員会が、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員をはじめ、幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修機会の充実を図るとともに、私立幼稚園や保育所等に対しても、積極的に情報を提供したり、研修会への参加を促したりしていきます。

また、学習指導課が実施している幼稚園教育課程研究協議会を活用し、関係機関と連携したり、障害者福祉の関係課等と一緒に幼稚園・保育所等訪問や研修会を実施したりして、きめ細かな切れ目のない相談・支援につなげていきます。

〔③ 障害の理解や指導・支援の在り方を助言するための専門職の活用促進〕

県教育委員会では、特別支援教育の知識と経験のある特別支援教育専門家チーム委員や特別支援アドバイザーを市町村教育委員会や幼稚園等に派遣し、障害のある幼児が安心して幼稚園での生活を送ることができるよう、障害の理解や指導・支援の在り方、園内体制の充実などについての助言・援助を行います。また、幼児教育施設や保育所等を対象に、県総合教育センター幼児教育アドバイザーの活用推進を図っていきます。

【主な施策3】 小・中学校における特別支援教育の充実

小・中学校の特別支援学級での指導の更なる充実を図るとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒も含め、全ての障害のある児童生徒が、障害による困難さに配慮した十分な教育が受けられるよう校内体制及び指導・支援の充実を図っていきます。

また、中学校卒業後も切れ目ない支援体制を整備するために、学校を支える校外からの支援体制の充実を図っていきます。

小・中学校においては、これまで特別支援学級での指導や通級による指導において、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた、教育課程を編成し、学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための指導を行ってきました。また、通常の学級においても、発達障害のある児童生徒を含め障害のある児童生徒の特性を理解し、それぞれが抱える困難さに配慮するとともに、児童生徒自身の自己理解を深め、他者との関わりや学習への取り組み方など将来の自立を見据えた指導を行ってきました。

また、校内支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心として学校全体で組織的に障害のある児童生徒の指導・支援に努めてきました。

今後も、障害のある児童生徒が、適切な合理的配慮の提供を受けて指導・支援が受けられるよう、障害の理解啓発に努めるとともに、指導・支援体制を強化し、個に応じた指導・支援の充実を目指します。

また、将来を見通したキャリア教育の充実を図るとともに、中学校卒業後も切れ目ない支援が展開されるよう、校外からの支援の充実を図っていきます。

【具体的な取組】**〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施〕**

管理職がリーダーシップを発揮し、全教職員が特別支援教育について正しい理解を深められるようにするとともに、全校での指導・支援体制を整え、交流及び共同学習や特別支援学級における各教科等の指導などの充実を図っていきます。

また、教職員の適切な役割分担と相互連携のもと、適切な指導及び必要な支援を実施していきます。

〔② 通常の学級における発達障害のある児童生徒への支援〕

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒が、適切に人と関わったり学習に参加したりすることができるよう、自己の障害特性の理解を深めるとともに、学校や学年、学級など集団内における指導・支援の充実に努めていきます。

また、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にした指導に努め、通常の学級における発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実を図っていきます。

〔③ 特別支援学級における児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成〕

引き続き、特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握した上で、自立活動を取り入れていきます。また、必要に応じて各教科の目標や内容を、下学年の目標や内容に替えたり、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりするなど、特別の教育課程を編成していきます。

〔④ 通級による指導の担当教師と通常の学級担任の連携強化〕

通級による指導の担当教師と在籍する通常の学級担任の教師とが連携し、通級による指導での学習成果が、通常の学級においても発揮されるようにしていきます。

〔⑤ 困難さに応じた通級による指導の充実〕

障害による学習上又は生活上の困難のある児童生徒が適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、通級による指導の拡充を図ったり、他の学校の教師による巡回指導やICTを活用して遠隔教育を実施したりするなど、通級による指導の充実を図っていきます。

また、必要に応じて、特別支援学校における通級による指導を活用し、より専門性の高い指導を行っていきます。

〔⑥ 県教育委員会が作成した自立活動動画の活用〕

県教育委員会が作成した自立活動動画及びその活用手引集を広く周知し、自立活動についての理解を深めます。また、学校訪問や指導に関する資料の作成、配付を通して、児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握した上で指導計画に位置付け、自立活動が教育活動全体を通じて行われるようにします。

〔⑦ 教育事務所指導主事による学校訪問や特別支援アドバイザー等の派遣の推進〕

学校等の要請に応じて、教育事務所の特別支援教育担当指導主事による学校訪問を積極的に行うとともに、特別支援アドバイザー、県特別支援教育専門家チームを速やかに派遣し、障害の正しい理解や、各学校における特別支援教育の現状と課題を明らかにし、それぞれの実情に応じた適切な合理的配慮の提供及び指導の充実を図っていきます。

〔⑧ 市町村教育委員会、市町村福祉部局等との連携強化〕

市町村の教育委員会と福祉部局、及び学校と障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）との連携を強化し、校外からの支援体制の充実を図るとともに、一貫した指導・支援の実施に努めていきます。

〔⑨ 隣接する学校間の適切かつ効果的な引継ぎの実施〕

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進するとともに、本人・保護者の同意の下、これらの計画を学年間、学校間で引継ぎにおいて活用し、これまで受けてきた指導・支援の内容や合理的配慮の提供の状況などを確実に引継ぎ、各学校における個々の障害に配慮した適切な指導及び必要な支援の実施につなげていきます。

幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など学校間の引継ぎにおいては、個別の教育支援計画等を活用しつつ、互いに情報の共有を図ったり意見交換をしたりするなど、より適切かつ効果的な引継ぎに努めていきます。

〔⑩ 県教育委員会が作成した資料、成果物の活用〕

県総合教育センター特別支援教育部が作成した「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」や「見てわかる！個別の指導計画作成に役立つシート」、特別支援教育課で作成した「特別支援教育指導資料」や「合理的配慮事例集」等の資料について広く周知し、活用を推進することで、小・中学校における特別支援教育の理解推進を図りつつ、個に応じた指導・支援の充実を図っていきます。

〔⑪ 中学校卒業後の進路情報を周知する体制の構築〕

高等学校や特別支援学校高等部への進学に当たっての必要な情報を周知できる体制をつくるとともに、中学校卒業後の進路を見通したキャリア教育の充実を図っていきます。

【主な施策4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の卒業後を見据えた適切な指導の充実、及び就労支援体制の構築を図るとともに、中学校や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を更に深め、キャリア教育の充実に努めていきます。

これまで県教育委員会では、各学校の特別支援教育推進の要である特別支援教育コーディネーターの育成や、研究校を指定し支援体制整備を進めるなど、高等学校における特別支援教育の充実に取り組んできました。また、文部科学省や本県の研究事業を通して、高等学校における特別支援教育の充実、高等学校における通級による指導についての研究を進めてきました。さらに、高等学校に在籍する障害のある生徒の学校生活の充実のため、特別支援教育支援員の配置についても取り組みました。

平成30年度に、高等学校における通級による指導が制度化され、本県では県立幕張総合高等学校と県立佐原高等学校の2校において通級による指導を開始しました。その後、県内における配置バランス等を考え、令和3年度現在では、前述の2校に、県立袖ヶ浦高等学校、県立千葉大宮高等学校、県立松戸向陽高等学校、県立松戸馬橋高等学校、県立佐倉南高等学校、県立船橋豊富高等学校、県立長生高等

学校、県立君津青葉高等学校の8校を加え、計10校において高等学校における通級による指導を実施しています。

特別支援教育支援員については、教室移動や食事、衣服の着脱など生活全般の介助を必要とする生徒に対して配置しています。

引き続き、高等学校における特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、卒業後の自立を見据えたキャリア教育の一層の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施〕

管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターを要とし、生徒指導主事、進路指導主事、通級による指導を担当する教職員の連携を図り、学校全体で、障害の理解推進及び一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を実施します。

〔② 個別の教育支援計画、個別の指導計画の積極的活用〕

高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、生徒への指導状況や合理的配慮の提供の状況等について、関係する教科担当教職員間や関係機関と情報を共有したり、進路先への引継ぎをしたりするなど積極的な活用を図っていきます。

〔③ 中学校の特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事との連携推進〕

中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事との連携の場を設定し、個々の生徒についての情報を共有したり、意見交換をしたりするなど、より中学校と高等学校の連携を推進していきます。

〔④ 通級による指導実施校の連絡協議会による指導の充実〕

通級による指導実施校の連絡協議会を定期的開催し、通級による指導担当教諭間のみならず実施校の管理職間における情報交換、課題協議を実施し、通級による指導の指導体制、指導方法の充実を図っていきます。また、現在通級による指導を行っている高等学校を拠点とする巡回指導の実施に向けて検討していきます。

〔⑤ 特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携強化〕

高等学校に在籍する障害のある生徒の進路の実現に向けて、キャリア教育の充実を図るとともに、高等学校の進路指導主事と特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携を強化し、障害のある生徒の就職等に関する知見を活用していきます。

〔⑥ 生徒の自己理解の促進〕

高等学校における生活全般を通して、障害のある生徒の自己理解を促進するとともに、苦手なことに対する対処法についての学びを通して自信と意欲の向上を図っていきます。

〔⑦ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携推進〕

高等学校に在籍する障害のある生徒のうち、就労を希望する生徒への支援を充実させるため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を推進していきます。

【主な施策5】 特別支援学校における教育の充実

障害のある幼児児童生徒が、持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人一人の資質・能力を育んでいきます。ICTを活用するなど、教育環境を整え、学習指導要領の着実な実施を進めていきます。

第2次計画では、知的障害特別支援学校において、各教科等の指導と評価の在り方の開発や、教育課程の改善に取り組んできました。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育や障害の特性に応じた指導の実施に努めてきました。

学習指導要領では、資質・能力の3つの柱に基づき整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、幼児児童生徒の実態に応じた指導の工夫改善を通じて、個に応じた指導の充実を求めています。今後、家庭や地域との連携・協働を深め、ICT等を活用し、育成を目指す資質・能力を育む教育を更に推進していくなど、学習指導要領を踏まえた教育課程の改善に取り組んでいきます。

【具体的な取組】**〔① 学びの連続性を重視した教育課程の改善〕**

学習指導要領では、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な見直しを踏まえ、特別支援学校の教育課程と、幼稚園や小・中学校及び高等学校の教育課程との連続性を重視しています。この連続性を意識して、学習指導要領で今回整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、児童生徒等の障害の状態や特性等に応じた、指導内容や指導方法の在り方などを検討し、教育課程の改善を図っていきます。

〔② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善〕

資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善を進めていきます。障害のある子供たちにとって、学習意欲は、学びを継続し深めるために欠かせないものとなります。学ぶことに興味をもち、対話等を手掛かりに考えを広げ、知識を結び付けてより深く理解する授業となるよう、ICT等も効果的に活用しながら改善を図っていきます。

〔③ 一人一人に応じた指導の充実〕

幼児児童生徒一人一人の障害の状態、及び特性等に応じた効果的な指導を行うことで、全ての特別支援学校において、個別最適な学びと協働的な学びの要素が一体的に組み合った学習活動の充実を図り、一人一人の資質・能力を伸ばしていきます。

〔④ 交流及び共同学習の充実〕

障害のある子供たちの自立と社会参加に向けて、特別支援学校と地域の学校が交流する学校間交流や、特別支援学校の児童生徒等が居住地の学校で交流する居住地校交流の充実を更に図っていきます。

【主な施策6】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、合意形成されたその合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図っていきます。また、定期的に合理的配慮の見直しを行い、その時点での適切な合理的配慮の提供に努めるとともに、合理的配慮の提供の状況を次の進路先に引継ぎ、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

これまで、県教育委員会では、県内の全公立幼稚園、学校の管理職及び全市町村教育委員会の指導主事及び管理主事を対象に、「インクルーシブ教育システム研修会」を各地域で実施し、合理的配慮や基礎的環境整備の概要や提供までのプロセスや留意事項等についての理解啓発を図ってきました。その後も各種研修会等を通して、合理的配慮の提供の在り方等について、理解推進を図っています。平成29年3月には、「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」を、平成31年3月には、「合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～」を作成し、全ての教職員が一人一人の児童生徒の特別な教育的ニーズに応じた合理的配慮を適切に提供できるよう例示しました。

さらに、県総合教育センター等における研修では、県内全ての学校において、障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒が毎日の学習や学校生活への興味や意欲が向上する授業づくりや学級づくりを推進してきました。

引き続き、学校における合理的配慮の好事例を事例集としてまとめるなどして、全ての小・中学校等や特別支援学校において適切に合理的配慮を提供していきます。

【具体的な取組】**〔① 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供〕**

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底します。また、「小・中学校版合理的配慮事例集」「高等学校版合理的配慮事例集」に、新規事例を追加するなど改訂し、モデル校による実践発表により合理的配慮が正しく理解、提供されるよう努めます。さらに、「幼稚園における合理的配慮事例集」の作成にも取り組みます。

〔② 教職員のスキルアップにつながる支援環境づくりの推進〕

適切な指導及び必要な支援、評価の実践が広がるよう、教職員のスキルアップにつながる参考資料の作成や支援サイトの開設などの支援環境づくりを推進します。

また、2、3年に一度、教職員向けの「特別支援教育指導資料」を作成し、各市町村教育委員会及び各学校に配付することで、教職員の特別支援教育や障害に対する理解推進、指導力の維持・向上に努めていきます。

さらに、県総合教育センターとの連携により、県内全ての学校を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

〔③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の更なる活用推進〕

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の更なる活用を目指します。また、合理的配慮の申出のあった通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の活用率も100%を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援をより充実させるとともに、合理的配慮を含む支援が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていきます。

〔④ 全ての児童生徒に分かる授業づくりの推進〕

各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にした授業の展開に努めるとともに、学習指導案に困難さに応じた手立てを具体的に明記することを徹底します。また、これらのノウハウを活用し、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒に分かる授業づくりに努めていきます。

〔⑤ 合意形成に向けた建設的な対話〕

本人及び保護者が、容易に合理的配慮の申出ができるように、県教育委員会及び市町村教育委員会、各学校は積極的に様々な合理的配慮に関する情報の発信に努めていきます。また、本人及び保護者の意思を最大限尊重し、合意形成に向けて協議を行うとともに、実施に当たって均衡を失した又は過度の負担であると判断した場合は、代替案を示すなど建設的な対話に努めていきます。

〔⑥ 適切な合理的配慮の提供〕

学期末や年度末など、定期的に合理的配慮の見直しを実施し、その時点で最も適切な合理的配慮の提供に努めていきます。また、個別の教育支援計画等に合理的配慮の状況を記載し、進級や進学等の際に、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを行い、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

【主な施策7】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

障害のある幼児児童生徒の教育について高い専門性のある外部人材の配置及び活用を通して、各学校における特別支援教育の指導・支援体制の充実、教職員の指導力向上を図るとともに、学校を支える外部人材の配置を推進し、各学校の指導・運営体制の強化を図っていきます。

また、地域の教育資源を積極的に活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図るとともに、特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

県教育委員会では、特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チームを配置し、小・中学校等の要請に応じた派遣を通して、各学校における特別支援教育体制整備、教職員の幼児児童生徒理解及び指導力向上を図ってきました。

また、歯科医師や理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士等の外部人材を特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教職員の専門性向上を図ってきました。

市町村教育委員会では、障害のある幼児児童生徒の幼稚園や学校等での充実した生活のため、学习上又は生活上の支援を行う特別支援教育支援員の配置に積極的に取り組んできました。県教育委員会においても、高等学校に在籍する障害のある生徒に対する特別支援教育支援員の配置に取り組んできました。

公民館や図書館など公的機関を積極的に活用するとともに、地域の様々な職種の方や技術を持っている方の活用を推進しました。

引き続き、専門性のある外部人材の活用を推進し、指導・支援の充実及び教職員の専門性向上に努めるとともに、優れた知識、技術・技能を持つ地域の人材や機関を活用し、学習指導、生活指導の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がある人材の活用〕

特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がある人を特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チーム委員として配置し、各学校等の要請に応じた派遣を通して、幼稚園、小・中学校等における特別支援教育支援体制及び教職員の指導力向上を図っていきます。

〔② 学校教育法施行規則に規定された職員の活用〕

学校教育法施行規則に規定されている特別支援教育支援員や情報通信技術支援員、教員業務支援員、医療的ケア看護職員等の配置を検討し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、小・中学校等における指導・運営体制の強化を図っていきます。

〔③ 特別支援学校の関係者に相談や助言を行う人材の配置〕

特別支援学校の幼児児童生徒・保護者・教職員へ適切な相談や専門的な助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、現在 100 名を超えている特別支援学校の医療的ケア看護職員を総括・指導する役割を担う看護師の配置を検討していきます。

〔④ 特別支援学校における技術・技能を有する人材の活用〕

特別支援学校において、歯科医師や理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士等の外部人材を活用し、優れた知識や技術・技能にもとづいた指導助言を受けることで、教職員の専門性向上を図っていきます。

〔⑤ 地域の公民館や図書館などの公的機関や人材の積極的な活用〕

公民館や図書館など地域の公的機関を学習指導や生活指導に積極的に活用するとともに、地域の様々な職種、優れた技能・技術を持っている方を講師として活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図っていきます。

【主な施策 8】 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアの実施ができるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実に努めていきます。

また、医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等の全ての学校に在籍する医療的ケア児受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

県立特別支援学校では、安全で確実な医療的ケアを実施できるようにするため、医療的ケア看護職員及び医療的ケアを必要とする幼児児童生徒を担当する教員に対して、医療的ケア指導医から直接、基本的な知識・技術及び支援の方法を学ぶ研修会を実施しています。また、県総合教育センターでは、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に関わる教員に対して障害児理解等の研修会を実施するなど、教員の専門性の維持向上に努めてきました。

今後は、令和 3 年 9 月施行の「医療的ケア児支援法」において、国や地方公共団体、学校設置者等に責務が課されたことを受け、教員及び医療的ケア看護職員等の専門性向上のための研修、並びに地域の小・中学校等への支援を行い、医療的ケア児に対する実施体制の構築及び充実に努めていきます。

【具体的な取組】**〔① 医療的ケア看護職員等の校外行事への同行〕**

県立学校においても引き続き、学校からの申請により、修学旅行及び校外学習に、医療的ケアが必要な児童生徒が安全に修学旅行等に参加できるよう、医師及び看護師、特別支援教育支援員等が同行できる体制の充実を目指し、医師等の派遣先医療機関の確保に努めていきます。

〔② 医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討〕

医療的ケア児が安心・安全に登校できるよう、送迎にかかる保護者の負担軽減も踏まえ、福祉タクシーやスクールバス等の利用、医療的ケア看護職員の配置等について他県の状況を研究し、医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けて、具体的に検討していきます。

〔③ 医療的ケア看護職員の認知向上〕

医療的ケア看護職員の認知向上を目指すため、学校における医療的ケアや医療的ケア看護職員の意義や役割等について、医療、福祉、労働、教育等の関係機関に広く周知を図っていきます。

〔④ 教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上〕

教員及び学校に勤務する全ての医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上を目指した研修体系の構築を図るとともに、研修協力病院の拡充を図っていきます。

〔⑤ 医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築〕

医療的ケア児への理解を更に深めるため、小・中学校等の教員への研修等を実施します。

また、各地区における市町村教育委員会を含めた医療的ケアネットワーク、並びに地区代表が集まっての総括ネットワーク会議を活用し、小・中学校等におけるニーズと課題を踏まえた医療的ケアの実施体制を構築します。また、医療的ケアについて知識を有する専門家チームの配置を検討し、各学校の要請に応じて派遣することで、校内体制の構築を推進していきます。

II 特別支援学校の整備と機能の充実

令和3年1月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が出され、障害のある子供の学びの場の整備や連携の強化など、新しい時代の特別支援教育の在り方が示されました。これを受け、文部科学省は、令和3年9月、特別支援学校の教育環境改善を目指した、「特別支援学校設置基準」（以下「設置基準」という）を公布しました。これは、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定されています。既存の学校については、「当分の間、なお従前の例によることができる」とされていますが、児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消に向けた対応に加え、今後は、過密状況の解消のための合同使用教室や普通教室に転用した特別教室の再整備など、教育環境改善に向けた対応が必要です。

特別支援学校の機能の充実については、平成18年に学校教育法の改正が行われ、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置付けられました。

これまで、本県の特別支援学校においても、障害のある幼児児童生徒に対する教育相談、地域の学校の要請に応じた教育相談や研修会、医療や福祉、労働、教育機関からの要請による研修会や会議、特別支援学校卒業生や一般の方への施設設備の提供などに協力するなど、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすべく努めてきました。令和2年度における相談等の対応件数は、合わせて9,000件近くになります。また、同年度、市町村の関係機関等との会議に特別支援学校教職員が参加した会議の回数は1,495回、特別支援教育理解啓発のため、地域の小・中学校等に研修会開催の周知を図った件数は289件でした。

本県では、障害のある幼児児童生徒が、居住地により近い所で専門性の高い教育が受けられるよう、教育機能や支援機能を充実させた総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開にも努めてきました。複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校は、平成28年度は6校でしたが、令和3年度は8校となりました。

一方、支援機能にあたる通級による指導については、平成13年度に、千葉聾学校が小・中学校の児童生徒に対して通級による指導（難聴）を開始して以降、弱視、難聴及び言語障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の障害種について、特別支援学校における通級による指導を実施してきました。令和3年度は、弱視に対する通級による指導を6校、難聴に対して6校、肢体不自由に対して12校、病弱に対して8校、延べ32教室で特別支援学校における通級による指導を実施しています。

特別支援学校では、その他にも障害の状態に応じて様々な教育を展開しています。障害により学校への通学が困難な児童生徒に対して、家庭や病院、施設への訪問教育を実施してきました。令和3年5月1日現在、県立特別支援学校23校が81名の児童生徒に対して訪問教育を実施しています。

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールについては、令和元年度から飯高

特別支援学校が、令和2年度から特別支援学校流山高等学園で取組を進め、地域社会との連携及び協働に取り組んできました。

今後も、過密の状況や通学の利便性向上等を踏まえた特別支援学校の計画的な整備、障害特性に応じた施設や環境の計画的な整備に努めるとともに、複数の障害種に対応する教育機能や小・中学校に対する通級による指導の実施、教育相談や研修会の実施など特別支援学校が有する支援機能の充実を図っていきます。また、コミュニティ・スクールの取組を通して、地域社会との連携と協働を推進していきます。

さらに、これからの時代を見据え、新たな教育活動や特色ある特別支援学校づくりを推進します。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
県立特別支援学校教職員が、福祉、保健医療、労働などの関係機関等との連絡・調整会議に参加した回数	1,495回	増加を目指します	増加を目指します
県立特別支援学校教職員が、特別支援教育の理解啓発のために地域に働きかけた研修会等の回数	289回	増加を目指します	増加を目指します
県立特別支援学校におけるコミュニティ・スクール校数	2校	18校	全ての特別支援学校

【主な施策1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

特別支援学校に対する評価、期待の高まり、多様性を認め合う認識の深まりなどにより、知的障害特別支援学校を中心に特別支援学校の児童生徒数が急激に増加しています。そのことにより、教室不足や施設の狭隘化の過密状況が続いています。

この過密状況を解消するため、これまで、「第2次特別支援教育推進基本計画」の具体計画である「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき対応を進めてきました。今後も過密状況が見込まれることから、具体計画として策定する「第3次県立特別支援学校整備計画（以下「第3次整備計画」という。）」に基づき、引き続き特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に対応を進めていきます。

【具体的な取組】

〔① 県立特別支援学校の計画的な整備〕

千葉・葛南地域、東葛飾地域、北総地域及び南房総地域（東京湾アクアライン着岸地域周辺）の、過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、「第3次整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めていきます。

〔② 学校施設の防災機能の強化〕

大規模災害・事故における事前の備え、初動対応、情報共有の充実を図っていきます。また、学校ごとに備えるべき機能等を明確化し、移転等を含めた対応を検討し、学校施設の防災機能の強化に努めていきます。

【主な施策2】 障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある幼児児童生徒等が、その能力や可能性を最大限に発揮し、自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害の特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めていきます。

令和3年9月に公布された設置基準の趣旨に鑑み、今後は、過密状況の解消のための合同使用教室や普通教室に転用した特別教室の再整備など、教育環境改善に向けた対応も必要です。

各学校の幼児児童生徒数や教室の使用状況等を把握し、必要に応じて施設及び設備の整備に向けた対応を学校ごとに検討していきます。

【具体的な取組】

〔① 設置基準への対応〕

過密状況の解消のために第3次整備計画で位置付ける整備は、設置基準を満たすことを前提として進めます。また、設置基準策定以前に設置されている県立特別支援学校の施設設備の整備については、設置基準の趣旨を踏まえ、過密状況解消への対応と併せ、学校ごとの状況に応じて個別に対応を検討し、教育環境の向上に努めていきます。

ふれあいカレンダー掲載作品
(千葉県特別支援教育研究連盟)



木のレストランでいただきます
松戸市立栗ヶ沢小学校
宇都 綾太 さん



4 特別支援学校設置基準について

令和3年9月24日（金）、文部科学省は「特別支援学校設置基準」（以下「設置基準」という）を公布しました。

これまで、特別支援学校には設置基準が制定されていませんでした。これは、特別支援学校は対象とする障害種に対応した多様な施設・設備が必要とされていること等から、各都道府県において、各学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となるようにするためです。

しかしながら近年、特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、教室不足や施設の狭隘化といった過密状況が問題となりました。特別支援教育の教育環境改善の必要性が高まる中、文部科学省内の有識者会議等で検討が行われ、これを踏まえて、特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第3条の規定に基づき、文部科学省令として制定されたのが今回の設置基準となります。

今後、県教育委員会が行う学校の新設や増築等は、既設部分も含め、設置基準及び関係法令に従う必要があります。また、現存する学校については当分の間、なお従前の例によることができますが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めることを規定しています。

また、国は令和2年度から令和6年度までを「集中取組期間」として設定するとともに、各学校設置者に対して、「集中取組期間」において、特別支援学校の新設や増築、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を進めることを求めています。

設置基準の概要

1. 趣旨(第1条関係)

(1)設置基準は特別支援学校を設置するために必要な最低の基準
(2)特別支援学校の編制、施設及び設備等の水準の向上を図ることは特別支援学校設置者の努力義務

【学科について】

2. 学科の種類(第3条-第4条関係)

(1)高等型の学科は普通科及び専門教育を主とする学科と規定
(2)専門教育を主とする学科は適正な規模及び内容があること認められるもの

【編制について】

3. 1学級の総数、児童又は生徒の数(第5条関係)

(1)幼稚園、小・中学校、高等校は、定数等により規定
(2)特別の事情^{※1}があり、かつ教育上支障がない^{※2}場合はこの限りでない

4. 学校の編制(第6条関係)

(1)特別の事情^{※1}がある場合を除き、幼稚園は学年の3500日の範囲において同い年齢にある幼児で編制、小・中学校及び高等校は学年別の児童又は生徒で編制
(2)特別の事情^{※1}がある場合を除き、障害種別に編制

※1 特別の事情
…地震、洪水、火災、災害救助法に基づき避難する児童、児童が避難する児童
※2 教育上支障がない
…教室の狭小化や通学上の困難が生じていない

【施設及び設備について】

5. 校舎及び運動場の座席等(第14条関係)

校舎及び運動場の座席について、障害種、学年及び在籍人数で規定。
…ただし、特別の事情^{※1}があり、かつ、教育上支障がない^{※2}場合はこの限りでない

※1 特別の事情
…学校用地が宅地であるなど地域の事情等により土地の確保が困難など
※2 教育上支障がない
…当該特別学校の施設等が使用し、教育活動が可能

6. 校舎に備えるべき施設(第15条関係)

(1)少なくとも教室(普通教室、特別教室等)、自立活動室、図書室、保健室、職員室を備える。^{※1}
(2)必要に応じて、専門教育を担うための施設を備える。
…
「特別教室等」…専攻の教科の指導等に用いられる教室
「自立活動室」…「聴覚・聴覚覚醒室」「視覚・視覚覚醒室」「生活指導室」等の障害と対応した自立活動に用いられる教室
児童等の障害の状況に於ける教育内容の提供に、設置者が適切な特別教室等を設置すべきである。

施行期日

①総則(第1条)及び学科(第2条)に係る規定…令和4年4月1日
②編制(第3条)並びに施設及び設備(第4条)に係る規定…令和5年4月1日

〔② 障害特性に配慮した施設設備の整備〕

障害特性に配慮した施設設備の整備に当たっては、障害に適応した教育を実施するために必要となる設備について十分検討を行い、適切な学習環境の整備に向けた対応に努めていきます。

〔③ スクールバスの増車等の対応〕

スクールバスについては、座席不足により乗車を待機することがないように、各県立特別支援学校のスクールバス運行状況等を把握するとともに、必要に応じて、スクールバスの増車等を検討していきます。

なお、医療上常時特別な配慮を必要とする児童生徒のスクールバス乗車については、安全面や看護師の確保等の課題があることから、各都道府県の先進的な取組を参考に、通学支援の在り方を研究していきます。

また、「県立特別支援学校スクールバス配置方針」の策定に向け、障害特性に配慮したスクールバスの適正配置や乗車人数の検討、必要対応席の確保等を考慮しながら、児童生徒の安全を第一に考えたスクールバスの運行ができるよう検討していきます。

【主な施策3】 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実

複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校の展開・充実に努めるとともに、教育相談や特別支援学校における通級による指導の実施など、地域の特別支援教育のセンターとして、支援機能の一層の充実を図っていきます。

これまで、障害のある幼児児童生徒が、より居住地に近い所で専門性の高い教育や必要な支援を受けることができるよう、複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校の展開・充実に努めてきました。

また、特別支援教育に関するセンターとして、当該地域からの教育相談の対応や支援ネットワークの構築、地域の学校の教職員に対する研修会講師、会議委員としての指導助言、通級による指導の実施など、高い専門性を生かし、要請に応じて小・中学校等を積極的に支援してきました。

今後も、特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数が増加している現状を踏まえ、地域の学校や関係機関と連携しながら、専門性を生かしたセンター的機能の充実に努めていきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校における教育機能の充実〕

これまで、地域の特別支援教育の拠点として展開を図ってきた総合的な教育機能を有する特別支援学校については、今後も各校が有する教育機能に応じた職員の配置、他の特別支援学校での実地研修や国立特別支援教育総合研究所での研修への参加等により、専門性の維持・向上を図っていきます。



5 総合的な教育機能を有する特別支援学校

総合的な教育機能を有する特別支援学校とは、複数の障害種に対する教育・支援機能を有している特別支援学校のことです。

具体的には、知的障害に加えて肢体不自由の教育課程を有しているなど、複数の障害種に対する教育課程を有している特別支援学校や、知的障害に対する教育課程を有しているが、さらに近隣の小・中学校に対して肢体不自由についての通級による指導を実施しているなど、複数の障害種に対する教育、支援機能を有している特別支援学校のことを言います。

総合的な機能を有する特別支援学校として認定できる例（複数障害種に対応）

教育課程を有する障害種	通級による指導
知的	肢体不自由
肢体不自由	肢体不自由・病弱
知的・肢体不自由	なし

第2次計画では、障害のある幼児児童生徒が居住地により近いところで教育・支援が受けられるよう県下全域での展開を目指してきました。（14 ページ）

第3次計画では、総合的な教育機能を有する特別支援学校が持つ教育機能や支援機能を更に充実させていくこととしています。

〔② 特別支援学校における支援機能の充実〕

引き続き、特別支援学校がその専門性を生かし、地域の小・中学校に在籍する弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒に対して、必要に応じて通級による指導を実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の提供に努めます。また、市町村教育委員会に対し、通級による指導の情報提供をするなどして、市町村における体制整備の支援に努めていきます。



6 県立特別支援学校における「通級による指導」

(1) 通級による指導とは

平成5年の学校教育法施行規則の一部改正等により、小・中学校等において、「通級による指導」が制度化されました。その後、平成18年度に、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒を新たに対象としたほか、指導時間数等の弾力化等、障害の状態に応じたよりきめ細かな指導が図られることになりました。

「通級による指導」は、小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

令和3年5月1日現在、「通級による指導」を受ける児童生徒数は、205名で年々増加しており、「通級による指導」に対するニーズや期待の高まりを表しているものと言えます。

(2) 特別支援学校における通級による指導の歴史

小・中学校での通級による指導は、基本的に小・中学校の教員が行っていますが、千葉県では、「視覚障害」、「聴覚障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」の一部を専門的な知識を持った特別支援学校の教員が、特別支援教育のセンター的機能の役割を発揮し、「通級による指導」を行っています。

千葉県では、平成13年より千葉聾学校による聴覚障害の「通級による指導」を開始しました。視覚障害は平成22年から千葉盲学校で、平成25年から肢体不自由が船橋特別支援学校で、病弱は仁戸名特別支援学校と四街道特別支援学校で開始しています。

令和3年度 特別支援学校17校、延べ32校で展開

【内訳】 視覚障害6校 聴覚障害6校 肢体不自由12校 病弱8校

(3) 通級による指導の形態

対象の児童生徒の障害の状況や通級による指導に対するニーズに応じ、「特別支援学校での指導」「巡回指導」「サテライト教室での指導」といった様々な形態で、通級による指導を実施しています。

① 特別支援学校での指導

- ・対象の児童生徒が特別支援学校に通って指導を受けます。特別支援学校において指導を受ける形態です。

② 巡回指導

- ・特別支援学校の通級による指導の担当教員が、対象の児童生徒が在籍する学校に行き、指導を行う形態です。対象の児童生徒は自校で指導を受けることができます。

③ サテライト教室での指導

- ・地域で多くのニーズがある場合に、小・中学校等に通級による指導のための教室（サテライト教室）が設置され、対象となる近隣の小・中学校の児童生徒が、サテライト教室に通い、指導を受けます。特別支援学校の担当教員が、サテライト教室に行き、指導を行う形態です。

〔③ 特別支援学校と高等学校の連携の強化〕

特別支援学校と高等学校との情報交換や研修の場の充実を図るなど連携を強化し、障害の理解や個々の教育的ニーズに応じた指導の在り方、通級による指導の在り方等について助言・援助を行い、高等学校における特別支援教育をサポートしていきます。

〔④ 特別支援学校が有する実践事例や研修機会等の提供〕

特別支援学校が開催する研修会や研究会を、積極的に地域の学校、関係機関に公開したり、実践事例など特別支援教育推進に関する情報を発信したりするなどし、地域の学校の教職員や関係機関の職員に研修の機会を提供します。

〔⑤ 特別支援学校と市町村との連携〕

引き続き、市町村教育委員会や市町村の福祉・療育等の部署との連携のもと、障害のある幼児児童生徒についての教育相談、地域の学校や関係機関からの要請に応じた研修会への講師派遣、関係会議への参加等、地域における特別支援教育の推進、充実に努めていきます。

〔⑥ 特別支援学校を中心としたネットワークの活用及び充実〕

特別支援学校を中心に構築した障害種のネットワークを効果的に活用し、小・中学校等と情報交換したり、課題への対応を協議したりするなどして、小・中学校等における障害のある幼児児童生徒の担当教員の専門性向上、教育の質の向上を図っていきます。また、必要に応じてネットワークの見直しや新たなネットワークの構築を図っていきます。

〔⑦ 病院に入院している児童生徒の学習保障〕

県内各地にある病院に入院している児童生徒の学習保障に資するよう、ICTを活用し、県内のどの病院にいても学習を継続することができるシステムの活用を、小・中学校等と連携を図りながら進めていきます。

【主な施策4】 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

一人一人の幼児児童生徒が、変化の激しい予測困難な時代の中で必要となる資質・能力を育むとともに、自分の良さや可能性を認識しながら持てる力を高め、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開いていくことができるように、時代に応じた新たな教育活動や、個別最適な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していきます。

未来を担う幼児児童生徒の成長を支えていけるように、学校と家庭、地域社会が目標を共有し、互いに連携・協働する体制づくりを進めていきます。各校が、地域の協力を得て、特色ある学校づくりを進めていくなど、今後、児童生徒がより豊かな人生を切り拓いていけるよう、時代に応じた教育活動の在り方を検討していきます。

【具体的な取組】

〔① 個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方の検討〕

変化の激しい予測困難な時代の中で必要となる資質・能力を育み、一人一人の幼児児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように、新たな教育活動や、個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していく検討委員会を立ち上げます。

〔② 専門学科、普通科職業コースの在り方の検討〕

これまで、知的障害特別支援学校の高等部では、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを9か所設置するなど、卒業後の就労を目指した職業教育の充実を図ってきました。卒業生の9割以上が民間会社に就職するなど、障害のある生徒の職業自立を牽引してきましたが、現在、定員未充足の学科やコースが出てくるなど、新たな課題が出てきています。今後、教育内容を含め、ニーズに応じた専門学校、普通科職業コースの在り方を検討していきます。

〔③ 寄宿舎の新たな活用方法の在り方についての研究〕

特別支援学校卒業後の将来を見据えて、児童生徒が自立し社会参画できるようになることを目指し、「(仮称) 寄宿舎の在り方検討委員会」を開催し、これまでの機能に加えて、生活指導を行うための短期入舎など、寄宿舎の新たな活用方法の在り方について研究していきます。

〔④ 地域の実情に応じた学校運営と体制づくり〕

地域の実情に応じた学校運営と体制づくりを目指し、学校と家庭、地域社会が目標を共有し、互いに連携・協働しながら幼児児童生徒の資質・能力と全人的な成長を支える「地域とともにある学校づくり」を行うため、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動との一体的な体制づくりを促進していきます。

Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上

いまや日々の学習や生活のあらゆる場面にICTが浸透し、当たり前のように利用されています。障害のある幼児児童生徒もスマートフォンやパソコンに触れる機会が増え、中には巧みに使いこなしている幼児児童生徒もいます。さらに、これから到来と言われているSociety5.0時代においては、今まで以上に人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT（Internet of Things）、ロボット等といった最先端技術が医療、教育、経済、福祉などのあらゆる分野に取り入れられていきます。今ある職業がAIに取って代わっているかもしれません。一方、移動支援AIロボットにより肢体不自由のある人が好きな場所に介助なしで行けるようになっているかもしれません。これらは、障害による様々な困難を改善し、障害のある人の生活の在り方をも変えるとともに、生活の質を大きく向上させるでしょう。

障害のある幼児児童生徒が、個々の障害の状態等に応じてICTを正しく使いこなし、自分らしい生き方をしていけるようにするためには、特別支援教育においてもICTの利活用による教育の質の向上が求められます。その際、大切なことはICTを利活用することが目的ではなく、何のためにICTを利活用するのかを明確にしておくことです。特別支援教育におけるICT利活用には次の2つの視点があります。

【視点1】

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために、ICTを利活用する視点です。これは、教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の視点です。

【視点2】

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを利活用する視点です。これは、自立活動の視点となります。各教科及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施します。

本計画では、「GIGAスクール構想」を踏まえ、必要なICT環境を整えるとともに、2つの視点を基に目的を明確した上で、ICTを適切に利活用した学習活動の充実を図ることで、個別最適化された学びを実現し、教育の質の向上を図っていきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
県立特別支援学校において児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合	73.7%	90%	100%
校務支援システムを導入した県立特別支援学校の割合 (中間で達成することを目標とする)	— %	100%	100%

【主な施策1】 個別最適化した学びを実現するためのICT活用による指導の充実

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるよう、ICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れます。

また、特別な支援が必要な幼児児童生徒の学習機会の確保や、災害や感染症等による学校の臨時休業など緊急時においても学びを保障する取組として、オンライン学習システムを推進します。

これまで、病弱特別支援学校をはじめ、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校においても、ICTを活用した、指導の充実に取り組んできました。また、県の研究指定事業において、ICT機器を活用した授業実践をテーマにして取り組む学校を指定し、研究成果を発信するなど、ICTを利活用した教育の充実を図っています。

引き続き、ICTを利活用して学ぶ学習を効果的に取り入れ、主体的・対話的で深い学びを実現することで、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことができるよう、個に応じた指導の充実に努めていきます。



7 ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（教育再生実行会議）

政府の教育再生実行会議がまとめた「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」（第十二次提言）では、予測困難で先行き不透明な時代のニューノーマル（新たな日常）における教育の在り方について、全ての子供たちの学びを確実に保障し、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ「ウェルビーイング」の理念の実現を目指すことが重要であるとし、我が国の教育を学習者主体の視点に転換していく必要があるとしています。そのため、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するよう求めています。特別支援教育についても、障害のある児童生徒等を含め、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある教育に取り組み、ウェルビーイングを実現する必要があると明記されています。また、障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備に向けた望ましい指導体制の在り方について、引き続き検討することが必要であるとしています。

【具体的な取組】

〔① ICTの利活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現〕

幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じてデジタル教科書等の教材や、ICT機器を利活用することで、学習意欲や興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するようにします。また、教員を対象としたICT利活用のための手引きを作成し、指導力の向上を図っていきます。

〔② Web会議システム等を活用した遠隔授業の推進〕

学校間や外部の多様な人々とつながる授業を行ったり、臨時休業時や病気療養中の幼児児童生徒が学習を継続できるようにしたりするなど、特別支援学校が小・中学校等と連携を図りながらWeb会議システム等を活用した遠隔教育を推進していきます。



8 「遠隔授業」

授業等の中で遠隔システムを活用するものが「遠隔授業」とされ、大きく分けると以下の2つがあります。

- ① 双方向性授業・・・Web会議システム等を利用し、児童生徒と教員がリアルタイムにコミュニケーションを取りながら学習を進めることです。比較的対面授業に近いものになります。
- ② オンデマンド型授業・・・教材が動画で配信されており、その教材を活用して学習を進めることです。予習や復習など何度でも反復して学習ができます。

個々の児童生徒への対応として、不登校児童生徒や病気療養児など、様々な事情により通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、自宅や病院等における遠隔授業は、学習機会の確保を図る観点から、重要な役割を果たしています。

例えば、Web会議システムを活用してオンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、学習指導等を行ったりします。また、ICT端末に学習課題等を配信することでオンデマンド型の自宅学習を促すこともできます。これらを活用することで、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにすることができます。

〔③ ICTを利活用した学習活動の充実〕

ICTを活用した各教科の学習や、自立活動、職業教育など、学習活動に関する研究や実践を行い、ICTの効果的な利活用について検証します。効果的な取組については、実践事例集を作成して発信し広く共有することで、各学校におけるICTを利活用した学習活動の充実を図っていきます。

【主な施策2】 ICT環境の整備

学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を目指し、学習活動において積極的にICTを活用できるように、教育用コンピュータ及びタブレット端末や、通信環境の整備・更新を進めます。

また、校務支援システムを導入するなどのICT化を図ることで、学校における校務の負担軽減を図り、教員の幼児児童生徒に向き合う時間を確保します。

特別支援学校では、幼児児童生徒の情報活用能力を高めるため、タブレット端末等の教育用コンピュータや、無線LAN等の情報通信環境の整備を計画的に実施するなど、学校におけるICT環境の整備を進めてきました。

また、障害の状態に応じてICT機器を活用して学びを深めることができるように、視線入力装置など、障害による困難を改善するための機器の整備も進めています。

今後も、各学校において、ＩＣＴ機器や情報通信環境などを積極的に活用した学習活動の充実を図るために、学校におけるＩＣＴ環境の整備を進めていきます。

【具体的な取組】

〔① 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新〕

児童生徒に情報活用能力を育んでいくことができるよう、教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新を進めます。環境をしっかりと整えることが、ＩＣＴを適切に利活用した学習活動の充実につながります。

〔② 障害の状態に応じた支援機器の整備〕

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、児童生徒一人一人の学習指導の効果を高めるため、障害の状態に応じた支援機器の整備を進めていきます。

また、児童生徒の障害や特性等に応じたＩＣＴの日常的な利活用促進のため、ＩＣＴ支援員等の配置を検討していきます。

〔③ 教職員のＩＣＴ活用指導力の向上〕

障害に応じたＩＣＴの積極的な活用と、授業におけるＩＣＴ利活用を進め、情報モラルの育成や「わかる授業」を実現するために、校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を行うことで、教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図っていきます。

〔④ ＩＣＴ活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進〕

特別支援学校等の教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るために、国立特別支援教育総合研究所や県総合教育センターの研修・講座の受講やコンテンツの積極的な活用を促進していきます。

〔⑤ 校務の効率化〕

校務の効率化、負担軽減を図るため、個別の教育支援計画等の作成や事務的作業、成績処理に関する作業をサーバー上で一括して処理できる機能や、掲示板機能、教材等の共有機能を持つ校務支援システムの導入を検討していきます。これらの業務改善により、幼児児童生徒と向き合うことができる時間の確保に努めます。また、関連施設等の引継ぎに当たっては、万全なセキュリティの下、必要となる個人情報等を共有するなど、効率的・効果的に進めていきます。



9 ICTの活用に向けた教師の資質能力の向上（中教審） 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、 個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） ＜中央教育審議会＞より

第2期、第3期の教育振興計画で掲げられた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現させるための生涯学習の構築を目指すという理念を踏まえ、学校教育においては、子供たちの多様化、教師の長時間勤務による疲弊、情報化の加速度的な進展、少子高齢化・人口減少、感染症等の直面する課題を乗り越え、Society5.0時代を見据えた取組を進める必要があるとしています。これらの取組を通じて、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、接続可能な社会の創り手となることができるよう、ツールとしてのICTを基盤としつつ、その資質・能力を育成することが求められています。

＊2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型教育」の姿（中教審より抜粋）

そこで、児童生徒が1人1台端末を使用し、いつでもクラウドにアクセスできる時代を迎えるためには、学校教育の質の向上に努めることが求められます。

以下のような養成・研修全体を通じ、教師に必要なICTを活用するための資質・能力を身に付けることのできる環境を実現することが必要です。

- 大学における養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデタリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析・新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 現職の教師に対し、国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等により、ICT活用指導力の一層の向上
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に資するICTの活用モデルを確立していくための、教員と教員養成大学・学部や教職大学院、国立大附属学校とのネットワークの推進

【主な施策3】 ICTを活用した関係機関との連携

幼児児童生徒の学習や生活における支援のためには、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携が必要不可欠です。ICTを活用してのオンラインによる会議等で、より多くの関係機関からの助言等を得ることで、幼児児童生徒へのよりよい支援へつなげます。

外部の専門家が参画するケース会議は、幼児児童生徒の支援のみならず、保護者との連携等にも有効であり、今後必要です。しかし、時間や場所の制約のために専門家が集まらない、開催するまでに時間を要する等の課題がありました。そこで、時間や距離の制約を受けにくいICTを活用することで、より多くの専門家との連携を図り、幼児児童生徒への個別最適な支援へとつなげていきます。

【具体的な取組】**〔① ICTを活用した関係機関とのネットワーク構築〕**

ICTを活用した幼児児童生徒の実態把握・情報共有、引継ぎ等を、医療や福祉、労働等の関係機関が一体となって行う体制づくりを進めていきます。

例えば、オンラインで個別の教育支援計画や個別の指導計画を保護者、学校、医師、福祉、放課後等デイサービス等の関係者で検討し合い、作成していくことが挙げられます。また、進学先、就労先への引継ぎに際して、個別の教育支援計画（移行支援計画）や個別の指導計画の活用を確実にしていくことが可能となります。よりよい関係機関とのネットワークの構築の在り方についても研究を進めていきます。

〔② 各家庭に対するICTの活用推進〕

ICTの活用は、日常生活の場においても、生活を豊かにするために必要不可欠なものになっていることから、各家庭に対して、幼児児童生徒が自分に合ったICTの活用ができるよう適切な情報の発信を行っていきます。

また、長期休業中や臨時休校において、家庭からのオンライン相談等を受けることにより、保護者支援につなげていきます。

〔③ ICTを活用したケース会議や授業研究会の実施〕

小・中学校等や特別支援学校、教育委員会等によるICTを活用したケース会議や授業研究会、各学校間での情報共有や研修の充実につなげていきます。



10 新しい時代の特別支援教育の 在り方に関する有識者会議

少子高齢化の一方で、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途をたどっています。

こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導、必要な支援の重要性がますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、令和元年9月6日に設置されたのが「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」です。

令和3年1月に出された報告は、今後の特別支援教育を展望する上で示唆に富む内容となっており、特別支援教育を巡る状況の変化を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、

- ・障害のある子供の学びの場の準備
- ・教師の専門性の向上
- ・ICT技術の活用
- ・切れ目ない支援体制の整備

を進めると示されました。本計画でも、「ICT利活用等による特別支援教育の質の向上」、「特別支援教育に関する教員の専門性の向上」などを重点項目とするなど、この報告の内容を反映したものとなっています。

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

本県の特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対し、将来の自立と社会参加を見据え、適切な指導及び必要な支援の充実に努めるとともに、卒業後の生活が豊かなものになるよう、地域の福祉や医療、労働関係機関等と連携しながら支援の充実に努めています。

また、特別支援学校高等部の入学者の増加に伴い、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを設置するなど、職業自立による社会への参画を目指した教育を進めるなど、一人一人の障害の状態や能力・特性に応じた教育を進めてきました。

今後、変化の激しい予測困難な時代に向けて、幼児児童生徒自身が学校で学ぶことと社会との接続をより意識できるようにすることで、卒業後の社会参画に向けて必要となる資質・能力を育んでいきます。

また、在学中に早期から多様なコミュニケーションの機会と自己肯定感を高める経験等を積み重ねるなど、幼児や小学部段階からの系統的なキャリア教育をより一層進めることで、一人一人のキャリア形成を支援し、卒業後の豊かな生活に向けた教育活動を充実していきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校卒業生における1年後の就労定着率	91.6%	増加を目指します	増加を目指します
障害者も参加できる講座が実施されている公民館の割合	22.7% (66/291館)	43.2% (126/291館)	60.4% (176/291館)

※就労定着率の令和2年度は、令和元年度卒業生の数値

【主な施策1】 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

県内の特別支援学校では、幼稚部や小学部段階からのキャリア教育の全体計画を作成し、組織的・系統的なキャリア教育を進めてきました。また、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導及び職業教育の充実に努めてきました。今後も、幼児児童生徒が主体的に社会に参画し、社会の中での自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことができるように、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に努め、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたキャリア発達を支援していきます。

【具体的な取組】**〔① 系統的なキャリア教育の推進〕**

地域の関係機関との連携等による早期からのキャリア教育、及び幼稚部や小学部段階から高等部段階までの系統的なキャリア教育を進めるとともに、教育課程や教育内容の見直しを図ることで、個々の発達段階を踏まえた進路指導及び職業教育の充実を図っていきます。

〔② キャリア・パスポートを活用した取組の推進〕

児童生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることで主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていけるように、小・中学校等と同様にキャリア・パスポートを活用した取組を推進していきます。

〔③ 進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上〕

児童生徒が障害の状態等について自己理解を進め、将来の生活を見通しつつ、自分らしく生きられる進路先を自己選択、自己決定できるよう、特別支援学校において、引き続き教員自身が企業の業務を体験する企業実習を充実させるなどして、進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上を図っていきます。

〔④ 職業教育を充実させるための委嘱講師の活用〕

特別支援学校における、職業教育の充実のため、職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後も、障害のある生徒が、豊かな体験活動を通して学ぶことで、社会的・職業的に自立した人間として成長していくことができるように、各特別支援学校の職業教育の特色に合わせて、様々な職種の専門家を委嘱講師として雇用し、職業に係る専門的知識・技能の向上を図っていきます。

【主な施策2】 生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

幼児児童生徒が持つ力や可能性を高め、自立し社会参加するため、学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進めます。特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関連機関との連携を深めるなど、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けた取組を推進します。

これまで、特別支援学校では、生徒の卒業後の豊かな生活に向け、障害者就業・生活支援センターをはじめとする労働や福祉、医療関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実に努めてきました。引き続き、教育と福祉などの関係機関が連携を深められるよう、ネットワーク機能を充実させ、幼児児童生徒一人一人の自立や社会参加を支援していきます。

【具体的な取組】**〔① 労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築、情報共有の推進〕**

現在構築しているネットワークを活用して職業教育の充実を図るとともに、障害が重度で重複している生徒の卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた進路を支えるネットワークも構築します。引き続き、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築と情報の共有を一層進め連携を強化していきます。

〔② 社会参加・職業的自立に向けたキャリア教育の推進〕

生徒が学校での学習の意味を将来の就労先で必要となる働く力との関係において理解できるようにします。その際、企業等と連携して取り組んでいる清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定の取組を小学部段階から取り入れ、系統的なキャリア教育に結び付けるなど一層の充実を図っていきます。また、各特別支援学校の検定に関する授業実践の好事例を「特別支援学校授業力向上実践事例集」として作成、活用を図り、教員の授業力向上及び社会参加・職業自立に向けたキャリア教育の推進を図っていきます。

〔③ 卒業後の支援の移行システム構築〕

卒業後の進路先への定着に向け、福祉や就労の関係機関、関係者間で、サービス計画や個別の教育支援計画、移行支援計画等が共有・活用されるよう、卒業後の支援を支える移行システムを検討していきます。

【主な施策3】 千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組

障害のある人の雇用促進のため、県立学校等を拠点として近隣の県立学校等を巡回して清掃業務や環境整備を行うクリーンメイトセンターでの雇用、パートナーズオフィスでの雇用、及び職員のサポート相談等を実施し、障害のある人の雇用と安定して働き続けることができるサポート体制の構築を進めます。

これまで、特別支援学校の卒業生等を県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能員や調理補助員等の業務に係る嘱託職員として雇用してきました。また、千葉県障害者就業・生活支援センター等に協力を依頼し、生徒の障害の状況に適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けて、職場への定着を図り、安定して働き続けることができるようにしてきました。今後も、障害のある人の雇用を促進するとともに、働き続けることができるように、相談体制を充実していきます。

【具体的な取組】**〔① 県教育委員会における障害者雇用拡大に向けた取組〕**

県教育委員会では、障害者雇用促進のため、新たな職域として、本庁各課の資料整理などを集約して行うパートナーズオフィス、県立学校の清掃や美化活動を行うクリーンメイトセンターを開設し、雇用の拡大に努めていきます。

〔② 県教育委員会内の相談体制の構築〕

県教育委員会内に就労に関する相談窓口を設置し、障害のある職員が遠慮なく相談し、安定して働き続けることができるように、職業相談員やジョブコーチの有資格者の配置など、内容等に応じた多様な相談業務が行える体制の構築を図っていきます。

【主な施策4】 生涯にわたる多様な学びの機会の充実

社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の県内各地への普及促進に取り組みます。

これまでも、障害のある人が、生涯を通じて、教育や文化、スポーツなどの機会に親しむことができるよう、在学中から休日の過ごし方等を考える学習を行うとともに、さわやかちば県民プラザや県立図書館などにおいて、生涯学習に関する講座や研修会等を開催し、障害のある方への学びの場と機会の提供を進めてきました。引き続き、幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後の家庭生活や社会生活がより豊かになるよう、生涯にわたって学び続けることができる場と機会の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 在学中からの生涯学習の意欲を高めるための取組〕

障害のある人が、卒業後も様々な活動に参加できるよう、在学中からパラスポーツや読書活動を推進するなど、将来を見据えた教育活動の充実を図り、生涯学習への意欲を高めることができるようにします。

〔② 社会教育施設における学びの場と機会の充実〕

さわやかちば県民プラザでは、地域の公民館等の社会教育施設において、障害の有無にかかわらず共に学ぶことができるよう、生涯学習講座の開講を支援し、障害のある人の学びの場と機会の充実を図っていきます。

〔③ 卒業後に地域で交流を進めるための相談窓口の整備〕

障害のある生徒が、卒業後に地域での学びや交流を深めていくことができるよう、必要な関係機関とのネットワークを広げ、障害者の学びに関する相談窓口の体制整備を進めていきます。

〔④ 卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進〕

障害のある生徒が、卒業後も豊かな生活を送れるよう、県立図書館及び千葉点字図書館で読書活動を行う機会の充実を図るとともに、情報の提供を行い、読書バリアフリーを推進していきます。

【主な施策5】障害に対する理解の普及啓発

障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を今後も進めていきます。

これまで、障害の理解については、様々な場所や機会を通して普及啓発を行ってきたところです。今後も障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場、学校などで共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、障害に対する理解の普及啓発を進めます。

【具体的な取組】**〔① 地域の方々と障害のある人の交流促進〕**

さわやかちば県民プラザにおいて、特別支援学校の紹介展示や販売会等を開催し、地域の方々と障害のある人との交流を促進し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

〔② メールマガジンの発行による障害に対する理解の普及啓発〕

特別支援教育課が発行するメールマガジンを通して、障害の有無にかかわらず、共に学び、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指す千葉県の取組について積極的に情報を発信し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

〔③ スポーツ・文化芸術活動を通じた交流による理解の普及啓発〕

特別支援学校によるスポーツ用具の貸出や出前授業、パラスポーツを通じた交流及び共同学習、特別支援学校主催の地域と協働した学びの場づくり、スポーツ・文化芸術活動を通じた交流などを推進するプロジェクトを展開し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

これまで、県教育委員会では、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して、より専門的で、適切な指導及び必要な支援を行えるように、研修の充実を図ってきました。各学校の特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーターに対する研修、県総合教育センターによる希望研修、管理職や初任者等を対象とした研修、特別支援学校が主催する研修会の実施など様々な研修を実施するとともに、学校種や障害種に応じた指導資料やコンテンツの作成・配付などにより、全ての学校の教員、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員、特別支援学校の教員に求められる専門性の向上を図ってきました。

また、特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進するとともに、各学校の要請に応じた特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チーム委員の派遣、各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の学校訪問等による具体的な指導・助言などを通して、障害の理解や指導方法の理解推進など、教員の専門性の向上、校内支援体制の充実に努めてきました。

さらに、小・中学校等との人事交流により、教員の特別支援教育の理解推進を図りつつ、各学校における特別支援教育の中心的な人材の育成に努めてきました。

引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上、各種研修等の充実に努め、全ての教員の障害や特別支援教育の理解推進、専門性の向上を図るとともに、短期人事交流の促進を通して、各学校におけるこれからの特別支援教育を担う人材の育成に努めていきます。

そして、本計画から、各学校や各地域で特別支援教育の中核となる教員の育成を図るとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で特別支援教育を推進している学校を表彰し、学校経営の充実を図ることとしました。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）の保有率	92.2% (全国平均 84.9%)	93.4%	95.0%
小・中学校の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）保有率	37.9% (全国平均 31.1%)	38.9%	60.0%
小・中学校等における特別支援教育に関する校内研修実施率	77.0%	95.0%	100%
小・中学校等における県教育委員会等による特別支援教育に関する研修を受講した学校数の割合	— %	100%	100%
小・中学校等の特別支援教育マイスター認定制度に係る研修受講修了者数（累計）	— 人	50名	100名
小・中学校等の管理職を対象とした特別支援教育に関する研修の実施回数	— 回	2回	4回

中核特別支援教育指導教員(仮称)の指名数(累計)	— 名	310名	410名
小・中学校等におけるインクルCOMPASS活用の割合	— %	50%	80%
小・中学校等から特別支援教育推進優良校数	—	累計50校	累計100校
小・中学校等から特別支援学校への人事交流者の人数	16名	増加を目指します	増加を目指します
小・中学校等教職員の国立特別支援教育総合研究所等での研修への参加者数	—	年間2名	年間5名

【主な施策1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

小・中学校の教員に対して特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講を促進し、特別支援教育の理解及び指導力の向上を図っていきます。

また、特別支援教育枠での教員の採用、大学等と連携しての学生ボランティアや教職インターンシップの受け入れなどにより、これからの特別支援教育を支える人材の確保、育成に努めていきます。

これまで、第2次計画においても特別支援学校教員だけでなく、小・中学校及び高等学校の教員に向けた特別支援学校教諭免許状取得を推進する取組を関係課と連携しながら進めてきました。

その結果、本県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有者、特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者の割合は、全国平均を上回っており、特別支援学校教員の免許状保有率は90%を超えています。一方、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有者については、平成28年度は特別支援学級担任のうち855名、令和2年度は1,034名が特別支援学校教諭免許状を保有しており、保有者数は増加しています。特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有者の割合は30パーセント台の水準にありますが、特別支援学級数の増加が著しく、特別支援学校教諭免許状の保有者数の増加が追いついていない状況があります。

特別支援学校教員はもちろんのこと、特別支援学級担任についても、特別支援教育の専門性の観点から特別支援学校教諭免許状保有が望ましいことから、引き続き、特別支援学校教諭免許状を取得する教員の増加に向けた取組を推進していきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

免許状のない特別支援学校の教員に対し、免許状取得のための認定講習の優先受講を認めるとともに、3年以内に取得を目指すよう管理職からの働きかけなどにより認定講習の受講を促すなど、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭免許状を保有できるよう努めていきます。

〔② 小・中学校及び高等学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

小・中学校及び高等学校の教員に対する特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進していきます。

特に、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員については、特別支援教育の専門性向上の観点から特別支援学校教諭免許状の保有が重要であり、免許状単位取得に向けた認定講習の優先受講、市町村教育委員会を通しての免許状取得の働きかけ、学校訪問や研修会等における免許状取得の働きかけを通して、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上に努めていきます。

〔③ 教員採用選考における特別支援教育に関心の高い人材の採用〕

教員採用選考において、「特別支援教育」の採用枠を設けていることについて周知を図り、特別支援教育を希望する人材の採用を行っています。また、採用後は、特別支援学校での勤務経験を経た後に、小・中学校及び高等学校への異動を可能とし、全ての学校種における特別支援教育の推進に努めていきます。

〔④ 特別支援学校における教職を目指す学生の積極的な受け入れ〕

大学と連携し、学生ボランティアや教職インターンシップ、介護等体験、医療系学生の体験研修を県内の特別支援学校等で積極的に受け入れ、教員を目指す学生が特別支援教育に関する内容を学んだり体験したりすることで、特別支援教育のやりがい伝え、特別支援学校教諭免許状の取得を目指す学生の増加を目指していきます。

〔⑤ 教員基礎コースを設置する高等学校と特別支援学校の交流促進〕

将来教員を志す高校生が学ぶ教員基礎コースを設置する高校と、特別支援学校との交流を促進することで、早期から特別支援学校教諭免許状の取得を希望する学生の増加を目指していきます。

【主な施策2】 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教職員に対し、特別支援教育の意義はもとより、発達障害を含む障害の理解や指導に関する基礎的事項等についての研修の充実を図り、全ての教員、特別支援学級担任や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や、強度行動障害や精神疾患などの生活全般において困難を有する幼児児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や指導・支援の方法について理解を深め、特別支援教育に関する教員の資質向上を図っていきます。

これまでも、全ての校種で所属校単位での研修の実施、県総合教育センターにおける悉皆研修、推薦研修、希望研修の実施など、研修に参加する機会を増やすとともに、研修内容の充実を図ってきました。

今後は開講する講座の検討以外にも、研修ごとの系統性をより重視し、研修履歴を活用することによって意欲的に研修に参加する教員を増やすなど、教員が主体的に専門性の向上を目指す取組を推進し、特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用推進〕

県総合教育センターが作成している障害別基礎研修コンテンツや保育所用コンテンツ、幼稚園用コンテンツ、高等学校用コンテンツ、特別支援学級担任指導力向上パッケージ等や、県教育委員会で作成している「特別支援教育指導資料」「合理的配慮事例集」「自立活動動画及びその手引集」等について、市町村教育委員会や各学校に対して積極的に広報し、活用の推進を図っていきます。

また、特別支援教育の経験が少ない教員や、通常の学級の教員が、研修履歴システム（アストラ）を活用して、計画的に特別支援教育についての専門性向上を図れるようなシステムを構築していきます。

〔② 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入〕

県総合教育センターや県発達障害者支援センターと連携し、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員、通常の学級担任を対象に専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の創設を検討していきます。

これは、一定の基準を満たした研修受講者に特別支援教育マイスター認定証を授与するとともに、各種研修会で講師としてマイスターを活用し、一層の専門性向上を図るものです。

〔③ 国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加促進〕

長期研修制度における特別支援教育分野に、小・中学校の教員からの研修生の一層の増加を目指します。

また、小・中学校及び高等学校の教員に対する特別支援教育の専門性の向上を図るために、国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加を促します。

さらに、総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開に当たり、国立特別支援教育総合研究所が開催する研修会への参加、他の特別支援学校での実地研修（短期研修）を実施していきます。

〔④ 教育課題や教員のニーズに応じた研修の企画・実施〕

その時々教育課題や教員のニーズに応じた研修を企画・実施するとともに、オンラインでの研修、体験型研修など研修場所や研修形態を工夫することにより、可能な限り負担が少なく効果的な研修の実施に努めていきます。

〔⑤ 県教育委員会が実施する研修講座の受講促進〕

県総合教育センターや県子どもと親のサポートセンターにおける研修講座（例えば、発達障害に関する教育研修、訪問相談担当教員研修、教育相談コーディネーター養成研修、実践研修等）の受講を推進し、障害に応じた適切な指導及び必要な支援はもとより、心理や教育相談等、児童生徒の指導に関する内容についての専門性の向上を図っていきます。

〔⑥ 悉皆研修における特別支援教育の内容充実〕

引き続き、県総合教育センターでの管理職や中堅層教員、初任者教員など階層別の悉皆研修に、特別支援教育、障害者施策や関係法令に関する内容等を取り入れ、全ての学校の教員に対しての特別支援教育の理解と指導力の向上を図っていきます。

〔⑦ 特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修の充実〕

小・中学校及び高等学校の特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修を充実させるために、言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等を講師とした研修を推進していきます。

〔⑧ 障害種に応じた適切な指導及び必要な支援体制の構築〕

医療的ケア児、精神疾患のある幼児児童生徒、盲ろうなどについての理解を深める研修を実施し、適切な指導及び必要な支援ができるようにしていきます。

〔⑨ 高等学校の教員に対する研修の充実〕

高等学校の特別支援教育コーディネーター研修の充実を図るとともに、生徒指導主事や進路指導主事等に対しても、関係の研修会や連絡協議会において特別支援教育に関する内容を取り入れ、高等学校における特別支援教育を充実させていきます。

〔⑩ 学校間を超えた教員の交流による専門性向上〕

学校間を越えて、小・中学校等と近隣の特別支援学校の教員同士が、研究会等を通して交流を行い、教員相互の専門性を高め合うとともに、お互いの指導力の向上を図っていきます。

〔⑪ 関係機関と共催で学び合う研修会の企画、実施〕

特別支援学校のセンター的機能の一つとして、関係団体と共催でともに学び合う機会となるような研修会を企画し、相互に研修を深める機会の充実を図っていきます。

また、医療や福祉、労働など関係機関と連携した研修の機会を設けたり、国立特別支援教育総合研究所の研修を活用したりすることにより、特別支援学校における各障害種別の専門的知識と経験を有する人材を育成します。

〔⑫ 研修会における手話等の普及の促進と聴覚障害の理解推進〕

「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を踏まえ、研修会で手話等の普及の促進、聴覚障害に対する理解の促進を図っていきます。また、合理的配慮に関する内容も研修に取り入れ、共生社会の形成に向けた取組を推進していきます。

〔⑬ 県教育委員会、市町村教育委員会の職員の専門性の向上〕

文部科学省や国立特別支援教育総合研究所、医療や福祉、労働等の関係機関の職員等を講師とする研修会を開催し、国の動向や最新の情報の把握に努めていきます。

また、特別支援教育担当指導主事が集まる指導主事会議において各地域の状況や課題についての情報交換や協議を実施し、県教育委員会及び市町村教育委員会、特別支援学校の職員の専門性向上を図っていきます。

【主な施策3】 学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用
本県で特別支援教育を推進していくには、次代を担う人材の育成を計画的に進め、高い専門性を有する教員を多数確保することが必要になることから、学校・地域において特別支援教育の中核となる教員を育成し、活用を図っていきます。

通級による指導や特別支援学級で指導を受けている児童生徒数は、著しく増加している状況です。さらに、教員の大量退職によって、特別支援教育の次代を担う人材の育成は喫緊の課題となっています。人材の育成に当たっては、指導的な立場の者が各地域（市町村又は市町村内の地区）に存在し、それぞれが有する専門性を伝達していくことが重要です。通常の学級においても、発達障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを踏まえ、通常の学級における特別支援教育の理解と指導力に優れた教員の発掘、その知識と経験を校内及び地域において共有していく仕組みづくりが必要です。

通常の学級や通級による指導、特別支援学級において中核となる人材を地域の実情を踏まえて育成し、これまでの特別支援教育推進の取組をしっかりと繋いでいきます。

【具体的な取組】

〔① 地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターの指名〕

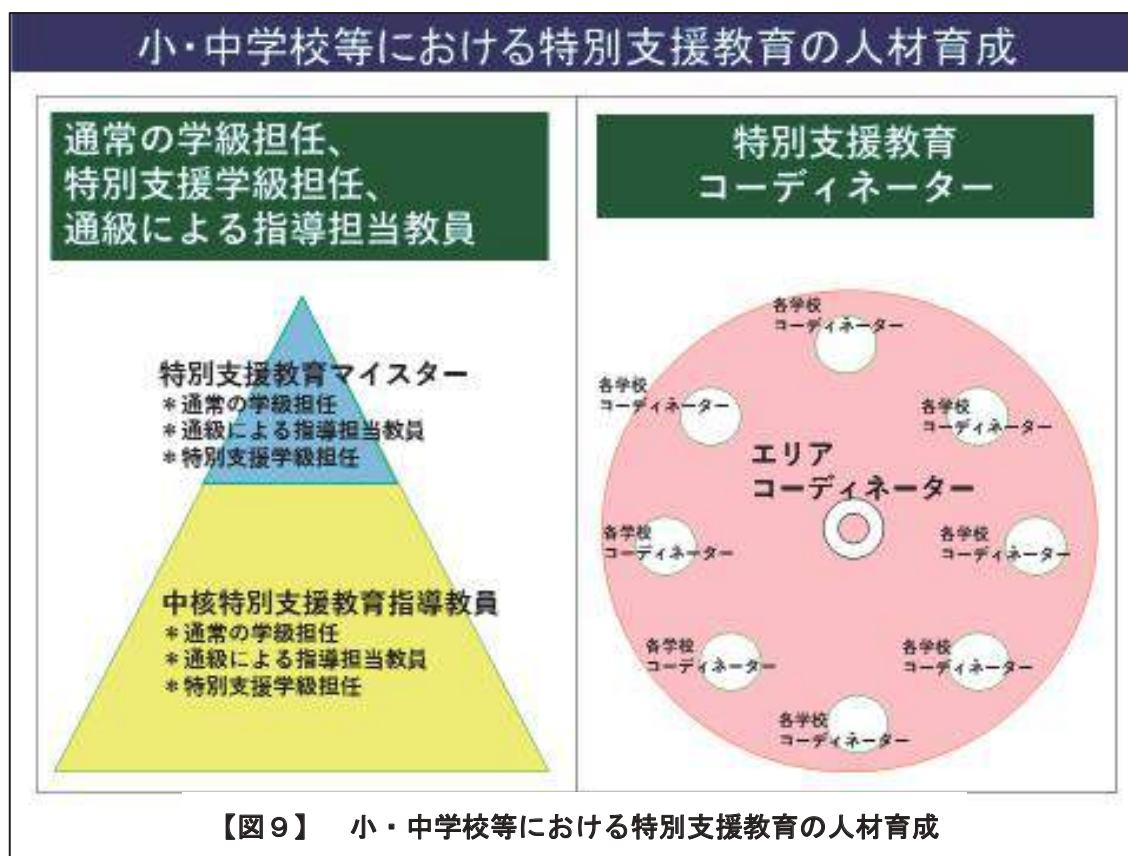
地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターを県教育委員会が指名し、地域の連絡協議会などの運営や各校の特別支援教育コーディネーターへの助言援助を行うことで、地域における特別支援教育の充実を目指します。

〔②（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名、活用〕

（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名・活用を通して、地域において、経験の浅い特別支援学級担任や通級による指導担当教員の知識や理解を深め、指導力の向上を図るとともに、研修会の講師として活用するなどし、地域における特別支援教育の充実を図っていきます。

具体的には、市町村教育委員会と連携し、地域で中核的な役割を果たしている特別支援学級担任や通級による指導担当教員を、県教育委員会が（仮称）中核特別支援教育指導教員に指名します。この（仮称）中核特別支援教育指導教員は、地域において、経験が浅い担当教員の相談窓口を務めるとともに、特別の教育課程の編成の考え方、学習指導案の作成、実際の授業での指導の在り方等についての助言・援助を実施します。

また、通常の学級における特別支援教育の理解と指導力に優れた教員についても、（仮称）中核特別支援教育指導教員として指名し、その知識と経験を校内及び地域において共有していく仕組みづくりを推進していきます。



〔③ 地域で活躍している教員及び研究成果の広報〕

地域で活躍している特別支援学級担任、通級による指導担当教員、通常の学級担任の授業の様子や、国や県の研究指定校の研究内容や成果について、県教育委員会等のホームページなどで紹介します。

〔④ 各障害種に対する教育の中核となる教員の育成〕

総合的な教育機能を有する特別支援学校の機能の充実に向けて、各地域において、それぞれの障害種に対する教育の中核となる教員の育成が必要です。そのために、計画的な人事配置や、長期的な視点に立った研修体制の構築を図っていきます。

【主な施策4】 特別支援教育推進に向けた学校経営の充実

今後、更に特別支援教育を推進するため、教員個々が研鑽を積むことのみならず、学校管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育を推進するための学校経営の充実を図っていきます。

これまで、各学校における特別支援教育を推進していくため、個々の教員の資質、知識や指導力向上を図る取組を中心に進めてきました。

今後、特別支援教育をより一層推進していく上では、管理職の特別支援教育に対する理解と、強力なリーダーシップによる学校経営が重要です。

各学校における学校経営の充実を図り、全校体制で、組織的、計画的に特別支援教育に取り組めるようにしていきます。

【具体的な取組】

〔① 学校管理職に対する研修の充実〕

引き続き、県総合教育センターが実施する学校管理職に対する悉皆研修において、特別支援教育についての研修を実施するとともに、オンラインや課題提出型の研修等を実施することで、学校管理職に対する研修の充実を図っていきます。

〔② 特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設〕

管理職のリーダーシップの下、学校全体で特別支援教育を推進している学校を「特別支援教育推進優良校」として表彰し、県教育委員会のホームページやメールマガジン等でその取組を周知することで、特別支援教育推進に向けた学校経営の充実という視点を広め、組織的、計画的に特別支援教育に取り組む学校を増やしていきます。

〔③ インクルCOMPASSについての周知、活用の推進〕

各学校におけるインクルーシブ教育システムの構築、推進に向けた取組状況と今後の方向性を明らかにするため、研修会や学校訪問等において、国立特別支援教育総合研究所が作成した「インクルCOMPASS」について周知し、活用を進めていきます。

〔④ 専門性を向上させるために必要な情報を収集するための活動推進〕

学校管理職による特別支援教育の先進校や研究指定校への視察など、必要な情報を収集するための活動を推進することで、校内の研修を充実させ、教員の専門性の向上を図っていきます。

【主な施策5】 異校種間の計画的な人事交流の推進

特別支援教育を担う人材の裾野を広げ、さらには担い手の専門性を向上させるため、異校種間の計画的な人事交流を推進します。

これまでも、特別支援教育を担う人材を育成するため、期間を設定した異校種間の人事交流を進めてきましたが、より実効性を高めるには、対象となった教員がその目的を正しく理解し、使命感をもって職務にあたることが求められます。

今後は、人事交流者に対する研修内容を改善するとともに、人事交流者の中で、特別支援教育についてより深く学びたいと希望する者が、更に学ぶことのできる環境を整えるなどして、異校種間の人事交流を更に充実させていきます。

計画的な人事交流により、教員の特別支援教育の理解推進を図りつつ、各学校種における特別支援教育の中心的な人材の育成に努めていきます。

【具体的な取組】**〔① 期間を設定した計画的な人事交流〕**

人事交流では、県教育委員会及び市町村教育委員会が人事交流の意義を共通理解し、定期的に情報交換を行い計画的な人事交流に努めていきます。そして、互いの学校の教育効果や課題について理解推進を図るとともに、各学校における特別支援教育の中核となる人材の育成につなげます。

小・中学校及び高等学校から特別支援学校への異動者については、障害特性や障害のある幼児児童生徒の指導・支援の在り方等についての理解を深めるとともに、特別支援学校在職中に特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を優先的に受講できるようにし、将来、小・中学校及び高等学校において、中核となって活躍できるようにします。

特別支援学校から小・中学校及び高等学校への異動者については、小・中学校及び高等学校の各教科等の指導や学級経営等についての経験を深め、将来、特別支援学校における各教科等の指導に生かせるようにします。また、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の現状を知り、将来、小・中学校及び高等学校に対して、より相手の状況を理解し、寄り添った助言・援助ができるようにします。

〔② 人事交流者のさらなる専門性向上に向けた取組〕

小・中学校及び高等学校から特別支援学校への人事交流者の中から、特別支援教育について学ぶ意欲を持つ教員を、国立特別支援教育総合研究所等での研修に派遣し、さらなる専門性の向上を図っていきます。

〔③ 人事交流の好事例の発信、交流経験者の研修の場での活用〕

ホームページなどを活用し、人事交流の好事例を発信したり、人事交流経験者を積極的に研修の場で活用したりすることにより、人事交流の魅力を伝え、特別支援教育の理解者、専門性のある指導者を増やしていきます。

関係資料

資料 1 近年の特別支援教育に関する動向

平成 18 年（2006 年）

○12 月…「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が、
国連総会で採択

「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。第 24 条では、障害者の権利を実現するためにあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システム及び生涯学習を確保することを求めています。また、障害者が、その持てる能力をその可能な最大限度まで発達させること、障害を理由として教育制度一般から排除されないこと、無償の初等中等教育の機会を与えられること、必要とされる合理的配慮が提供されることなどが定められています。

障害者の権利に関する条約（抜粋）

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3・4（略）

○10月…「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定

千葉県では、障害のある人への差別をなくす条例としては全国で初めて、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。この条例では、県民が、障害のある方に対する誤解や偏見等による不利益な取扱いをなくすとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード面及びソフト面のバリアを解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目指し、平成19年7月1日に施行されました。

平成19年（2007年）

○3月…「千葉県特別支援教育推進基本計画」策定

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行うため、本県の特別支援教育に関する総合的な基本計画として、「千葉県特別支援教育推進基本計画」を平成19年度から平成28年度までの10年間を推進期間として策定しました。

○4月…改正「学校教育法」施行 「特殊教育」から「特別支援教育」への転換

改正された学校教育法が施行され、障害の種類や程度に応じ、特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へと転換しました。これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、新たに知的な遅れのない発達障害も対象となり、通常の学級も含め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されることとなりました。また、特別支援教育は、共生社会の形成の基礎をなすものであることも明記されました。

○9月…日本が「障害者権利条約」に署名

平成23年（2011年）

○3月…「県立特別支援学校整備計画」策定

この計画は、特別支援学校における児童生徒数の増加、それに伴う教室不足、施設の狭隘化の課題に対応するために策定されました。計画期間は、今後10年間を見通しながら、平成23年度から平成27年度までの当面5年間としました。

○8月…「障害者基本法」改正

改正障害者基本法が施行され、全ての国民が分け隔てられることのない共生社会を目指すことが示されました。障害を理由とする差別の禁止、社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮の提供がされなければならないことが規定されました。

同法第16条（教育）では、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学べるよう配慮することや、本人・保護者への十分な情報提供、可能な限り本人・保護者の意向を尊重すること、交流及び共同学習を積極的に推進すること、多様な環境整備を促進することなどが定められました。

平成 24 年（2012 年）

○7月…中央教育審議会初等中等教育分科会 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

中央教育審議会初等中等教育分科会が報告をまとめ、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方を示しました。

同報告では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築とそのための特別支援教育の推進、就学相談や就学先決定の在り方、障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配

慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、教職員の専門性向上についての提言がありました。



【図 10】 障害のある子供に関する制度の変遷

平成 25 年（2013 年）

○6月…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の公布

「障害者差別解消法」によって、障害を理由とする差別や権利を害する行為の禁止、国や地方公共団体に対して、合理的配慮の提供、差別の解消のために必要な施策の策定及び実施をすることが義務付けられました。

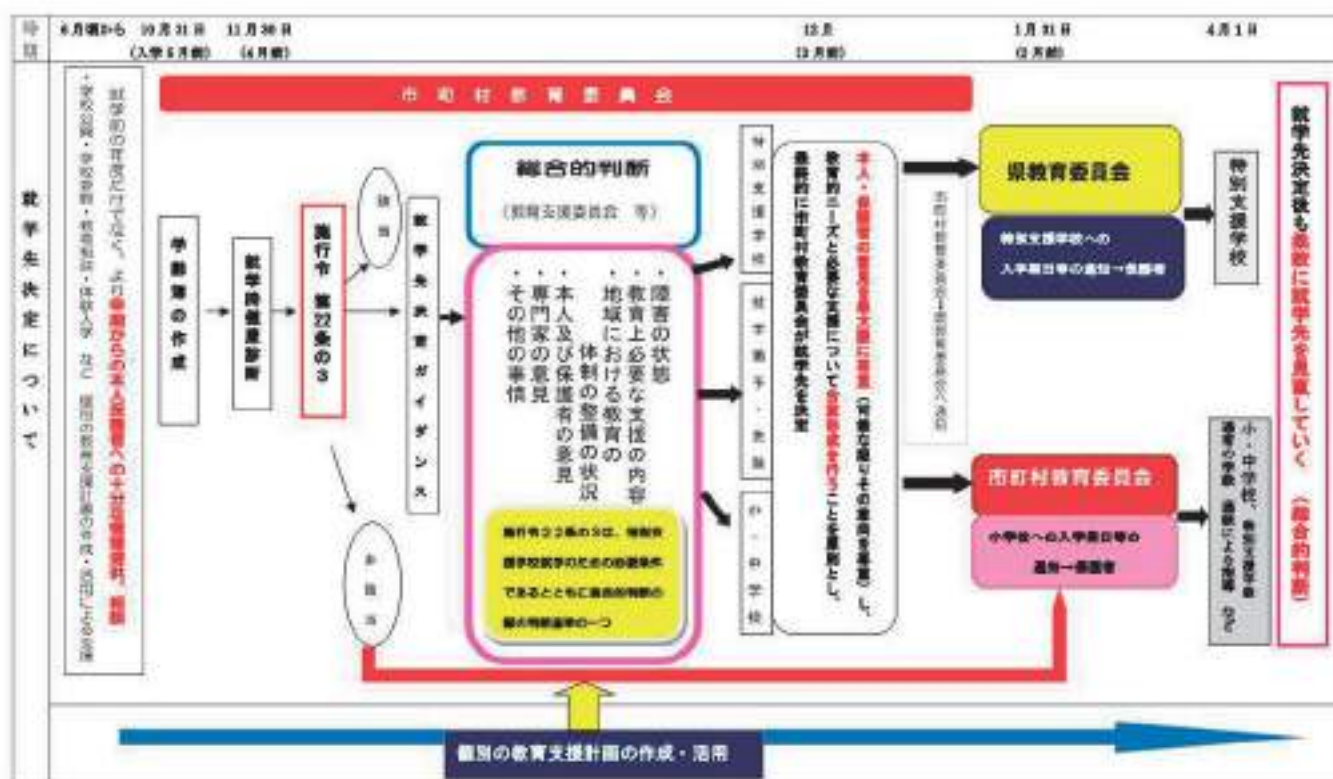
○8月…「学校教育法施行令」一部改正

平成 24 年 7 月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先決定の仕組みが変わりました。同施行令第22条の3に該当する障害のある幼児児童生徒の就学に関し、特別支援学校への就学を原則としたこれまでの仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、体制整備の状況、その他の事情を勘案して総合的な観点から就学先を決定することとしました。平成 25 年9月から施行されています。

○10月…文部科学省「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」公表

同年 8 月に学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続きの大幅な見直しが行われたことを踏まえ、改正の趣旨及び内容を理解の上、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援が行われるよう、これまでの「就学指導資料」を改め、新たに「教育支援資料」が公表されました。

この資料では、早期からの一貫した支援の重要性が示されるとともに、就学手続きにおけるモデルプロセス、障害の把握や具体的な配慮の観点などが解説されています。また、早期からの教育相談等を通じての十分な情報提供、意向を最大限尊重しつつ本人の教育を第一に考えるといった基本姿勢が提示されています。



【図 11】 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

平成 26 年（2014 年）

○1月…日本が「障害者権利条約」批准

平成 27 年（2015 年）

○4月…「学校教育法施行規則」一部改正

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の制度化が示されるとともに、疾病による療養又は障害のため、相当の期間高等学校及び中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等に対する特例が制定されました。

平成 28 年（2016 年）

○3月…高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告
「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議において、高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について議論が行われ、報告書が作成されました。

この報告書では、高等学校における通級による指導の教育課程上の位置付けや対象者、指導内容、実施形態など制度設計や、意義のある制度とするために国、教育委員会や学校における充実方策が必要であることなどが提言されました。

○4月…「障害者差別解消法」施行

○6月…「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）の制定

この手話言語条例は、手話を言語として明確に位置付けるとともに、コミュニケーション手段である手話・要約筆記等の普及促進を図り、さらには聴覚障害者の意思疎通の手段に対する理解を深めるために制定されました。また、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生する地域社会の実現、聴覚障害者の自立及び社会参加の促進を図ることを目指しています。

○6月…改正「児童福祉法」施行

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進を図ることが規定されました。

○8月…改正「発達障害者支援法」施行

可能な限り発達障害児が、発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、個別の教育支援計画及び個別の指導に関する計画の作成を推進すること、いじめ防止対策を推進することなどが規定されました。

○12月…「学校教育法施行規則」の一部改正

この改正により、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても、通級による指導を実施することができるようになりました。具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとなりました。

○12月…中央教育審議会答申 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

この答申において、「教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」として、通常の学級における全ての教科等において、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示すこと、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別的教育支援計画や個別の指導計画を全員作成することが適当であること、高等学校における通級による指導の実施に当たり必要な事項を示すこと、障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進を図ることなどが示されました。

平成 29 年（2017 年）

○3月…「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」公示

○3月…「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」の施行

平成 29 年度より 10 年をかけて、公立小・中学校、義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程等の通級による指導に係る教員の基礎定数化（児童生徒 13 人に教員 1 人）することが規定されました。

○4月…「特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領」公示

○10月…「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」「第2次県立特別支援学校整備計画」策定

平成 19 年策定の「千葉県特別支援教育推進基本計画」の考え方を引き継ぎつつ、新たな課題への対応を図るとともに、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため「第2次計画」を策定しました。

特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加に伴い、引き続き過密状況への対応が必要であることから、今後も特別支援学校の計画的な整備を進めるため「第2次計画」を策定しました。

計画期間は、両計画とも平成 29 年度からの 5 年間としました。

平成 30 年（2018 年）

○2月…文部科学省・厚生労働省 「心のバリアフリー学習推進会議」提言

学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するため、文部科学省及び厚生労働省が中心となって「心のバリアフリー学習推進会議」が設置され、「学校における交流及び共同学習の推進について～『心のバリアフリー』の実現に向けて～」が取りまとめられました。交流及び共同学習の推進、障害のある人との交流の推進、ネットワーク形成の促進、今後の推進方策についての提言がなされました。

○3月…「高等学校学習指導要領」公示

○3月…文部科学省・厚生労働省「家庭・教育・福祉の連系『トライアングルプロジェクト』」報告

○4月…高等学校等における通級による指導の制度化

○8月…「学校教育法施行規則」一部改正

特別支援学校在籍の児童生徒、小・中学校等の特別支援学級在籍の児童生徒及び小・中学校、高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒について個別の教育支援計画を作成することとし、作成に当たっては本人又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関と支援に関する必要な情報の共有を図ることが規定されました。

平成31年・令和元年（2019年）

○1月…文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表

共生社会の形成に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、文部科学省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」が設置され、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術、雇用、高等教育などにおいて、より重点的に進めるべきプランが出されました。

○2月…「特別支援学校高等部学習指導要領」公示

○3月…文部科学省 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議 「最終まとめ」

医療的ケアの実績や課題等を踏まえながら、学校における医療的ケアを安全かつ適切に実施できるようにするため、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」が設置されました。この会議において、医療的ケア児の教育の場や、学校における医療的ケアの基本的な考え方、教育委員会における管理体制、学校における実施体制、研修機会の提供、災害時の対応などについてとりまとめられました。

○4月…「学校教育法」一部改正

この改正により、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、視覚障害や発達障害等により通常の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字や図形等の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部又は一部において、通常の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用することが規定されました。

○6月…厚生労働省・文部科学省「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」

難聴児の早期支援を促進するため、厚生労働省と文部科学省が連携し、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」が設置されました。報告では、保健・医療・福祉・教育の相互の垣根を排除し、新生児期から学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を整備していくことの重要性が示されました。

令和2年（2020年）

○4月…「学校教育法施行規則」一部改正

この改正により、高等学校等における病気療養中等の生徒に対してメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限が緩和されました。

令和3年（2021年）

○1月…文部科学省 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、充実のための方策等について検討するために設置された有識者会議において、議論を重ね、報告がまとめられました。

この報告では、障害のある子供の学びの場の整備・連携強化を図ること、教師の専門性の向上を図ること、ICTの利活用等により教育の質の向上を図ること、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実を図ることなどが具体的に示されました。

○1月…中央教育審議会答申 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」

この答申の各論において、基本的な考え方、障害のある子供の学びの場の整備・連携強化、教師の専門性向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実など、新時代の特別支援教育の在り方について示されました。

○5月…「障害者差別解消法」改正

この改正により、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、「国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加」、「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務付け」などが規定されました。事業者による合理的配慮の提供について、これまでの努力義務から義務に改まったこととなります。

○6月…「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」公布

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として公布されました。この法律において、学校の設置者は、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務があることも示されました。

○6月…文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引 ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」公表

同年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を踏まえ、障害のある子供の就学先の学校や学びの場の適切な選択に資するよう教育支援資料の改訂が行われました。

この手引では、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

○8月…「学校教育法施行規則」一部改正

この改正により、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア児の療養上の世話や診療の補助を行う医療的ケア看護職員、情報通信技術の活用に関する支援を行う情報通信技術支援員、特別の支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上に必要な支援を行う特別支援教育支援員、教員の円滑な実施に必要な支援を行う教員業務支援員の名称、職務内容が規定されました。

○9月…文部科学省令 「特別支援学校設置基準」公布

特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い全国的に慢性的な教室不足が続いており、特別支援学校の教育環境改善を目指し、「特別支援学校設置基準」が制定されました。特別支援学校を設置するために必要な最低の基準を示すとともに、特別支援学校の編制、施設及び設備等の水準の向上は設置者の努力義務であることが示されました。

資料 2 第2次計画の実績、成果と課題

重点的な取組 5 項目について、それぞれの取組の概要、主な実績及び成果並びに今後の課題については、下記のとおりです。

1 重点的な取組Ⅰ 早期からの教育相談と支援体制の充実

一貫した教育相談と支援体制の充実に向けた、関係者・関係機関の円滑な連携を目的としたネットワークの構築、その活用と支援体制の充実のための取組を行いました。

(1) 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

①実績・成果

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
特別支援学校での教育相談件数 () …就学前相談件数	8,140 件 (—)	9,129 件 (4,010 件)	9,994 件 (3,496 件)	7,061 件 (2,474 件)	5,628 件 (2,001 件)	—
県総合教育センター特別支援教育部・ 県子どもと親のサポートセンターでの 相談件数 () …幼児相談数	12,693 件 (—)	13,384 件 (156 件)	15,964 件 (162 件)	10,899 件 (117 件)	15,753 件 (204 件)	17,277 件 (123 件)
特別支援アドバイザーの幼稚園・認定 こども園への派遣件数	39 件	30 件	28 件	23 件	23 件	27 件

*データ(数値)がない場合は、「—」で示しています。R3年度は12月31日現在の数値です。以下同様。

- ・特別支援学校、県総合教育センター特別支援教育部（以下「総セ支援部」）や県子どもと親のサポートセンター（以下「子サポ」）において、関係機関と連携を図りながら、教育相談、教育支援の充実を図りました。令和元年度と2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援学校での来所相談が減少していますが、総セ支援部や子サポでの電話相談件数が増加しました。
- ・令和元年度、総セ支援部において、発達障害等のある幼児への支援等に関する幼稚園・保育園向けのコンテンツを作成・配付し、理解推進を図りました。
- ・幼稚園等からの要請に応じて、特別支援アドバイザーを派遣し、教員の専門性向上、園内支援体制の充実を図ることができました。

②今後の課題

- ・教育相談担当者の専門性向上を図るとともに、市町村の関係機関、児童相談所等との連携を強化する必要があります。
- ・特別支援教育コーディネーターの専門性の一層の向上を図り、幼稚園等における特別支援教育をさらに充実させていく必要があります。

(2) 適切な就学の相談支援の充実

①実績・成果

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
公立幼稚園等の個別的教育支援計画の 作成率(目標値 88.0%)	72.3%	74.4%	88.3%	82.7%	87.8%	85.7%
公立幼稚園等の個別の指導計画の作成 率(目標値 97.0%)	85.3%	96.7%	91.3%	96.8%	93.1%	100%

*計画の作成率…計画を作成する必要がある幼稚園等において計画を作成している割合

- ・幼稚園等特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援アドバイザーの派遣を通して、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用を図りました。第2次計画前の平成28年度と比べると、どちらの計画も作成率が大きく伸びました。
- ・教育支援委員会において、就学後のフォローアップに関する報告及び意見聴取を行い、適切な学びの場について多面的に検討しました。

②今後の課題

- ・就学前の多くの幼児が、私立幼稚園や保育園（所）に通っていることから、今後、関係課と連携しながら私立幼稚園等への支援を行っていくことが求められます。
- ・幼児期からの個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用を推進し、両計画を活用した小学校等への引継ぎを推進していく必要があります。

2 重点的な取組Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある幼児児童生徒が能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の一員として豊かに生きることを目指して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の整備と支援の充実、特別支援学校の多様な教育機能の提供などの取組を行いました。

(1) 地域で共に学び育つ教育の推進

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特別支援学校におけるパラスポーツを通じた交流の実施率 (目標値 100%)	57.1%	61.1%	69.4%	91.7%	22.2%	—
特別支援学校における放課後や休日のパラスポーツ等の体育施設開放実施率	68.6%	61.1%	52.8%	58.3%	13.9%	—
特別支援学校における文化芸術活動を通じた交流の実施率	62.9%	63.9%	63.9%	58.3%	52.8%	—

- ・パラスポーツを通して、特別支援学校と近隣の学校との交流及び共同学習を実施し、障害者理解を深めました。令和2年度は、多くの学校が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パラスポーツを通じた交流や施設開放を中止しました。また、特別支援学校にパラスポーツ用具を整備し、用具の貸出しや体験会など地域との交流活動を行いました。

②今後の課題

- ・パラスポーツをより一層地域に浸透させ、障害のある者となない者が共に地域でスポーツを楽しめるようにすることが重要です。全ての特別支援学校が地域のパラスポーツの拠点となり、用具の貸し出しや施設利用の充実を図る必要があります。
- ・特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校における交流及び共同学習をさらに充実させ、共に学び育つ教育を充実させていくことが必要です。
- ・居住する地域との結びつきの強化、交流及び共同学習の推進を図るため副次的な籍についての検討、研究が必要です。

(2) 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の合意形成率	—	99.0%	98.7%	98.9%	98.9%	—
合意形成した内容の個別の教育支援計画への明記率	—	92.9%	94.0%	94.3%	94.8%	96.3%

- ・平成26年度から28年度にかけて実施した、全公立学校管理職や市町村教育委員会職員を対象としたインクルーシブ教育システム研修の効果もあり、合意形成率90%後半、合意形成した内容の個別の教育支援計画への明記率90%台という結果を出すことができました。
- ・小・中学校向け及び高等学校向けの合理的配慮事例集を作成、活用し、学校における合理的配慮の合意形成までのプロセスや具体的事例等について、共有化を図りました（小・中学校事例集…H29年3月作成、高等学校事例集…H31年3月作成）。各学校で事例集が活用され、合理的配慮の理解推進、適切な提供が進みました。



②今後の課題

- ・合理的配慮事例集の更なる周知を図り、活用を推進するとともに、個別の教育支援計画を活用し、合理的配慮の適切な引継ぎを推進していくことが必要です。また、合理的配慮事例集の改訂を行い、更に事例の共有化を図ることが必要です。

(3) 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
幼、小、中、高等学校等に対する特別支援アドバイザーの派遣実施率	94.8%	93.9%	99.4%	98.1%	96.3%	97.5%
高等学校特別支援教育支援員の配置人数	8人	9人	12人	9人	9人	12人
特別支援学校特別非常勤講師雇用数	59人	53人	59人	58人	57人	60人

- ・特別支援アドバイザーの配置、活用が計画的に行われ、教職員の理解推進を図るとともに、校内支援体制の充実を図ることができました。
- ・高等学校に在籍する障害のある生徒に対して特別支援教育支援員を配置し、障害のある生徒の学校生活の充実を図ることができました。

- ・特別支援学校に理学療法士、作業療法士等の特別非常勤講師を配置し、授業や教職員研修の講師として活用し、自立活動の充実や教員の資質向上を図りました。

②今後の課題

- ・特別支援アドバイザーについては、市町村教育委員会や関係機関と連携し、学校の実態や要望に合った具体的で効果的な派遣の実現が必要です。
- ・特別支援教育支援員に対する研修の充実が必要です。
- ・特別非常勤講師については、ICTを活用した職業教育等に関する新たな職域に係る外部人材を配置していく必要があります。

(4) 高等学校における特別支援教育の充実

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
研究校の指定（通級関係・キャリア教育）	幕張総合・佐原・関宿	幕張総合・佐原	袖ヶ浦	千葉大宮・松戸向陽・松戸馬橋・佐倉南	船橋豊富・長生	指定なし
研究校の指定（体制整備）	東葛飾・鶴舞桜が丘	長生・市原八幡	千葉西・佐倉南	若松・市川南	船橋芝山・沼南	大多喜・成田西陵
高等学校特別支援教育支援員の配置人数	8人	9人	12人	9人	9人	12人
特別支援アドバイザーの高等学校への派遣件数	22件	26件	16件	24件	17件	18件

- ・高等学校における「通級による指導」の拡充を図り、令和3年度、高等学校10校で実施することができました。その結果、日頃からの教育相談が充実するとともに、個々の教育的ニーズに応じた通級による指導の実施により、障害のある生徒の学校生活の充実につながっています。
- ・通級による指導連絡協議会を開催し、情報を共有するとともに互いの課題を検討し合い、実施校における取組の充実を図りました。

②今後の課題

- ・高等学校における通級による指導は、今後もニーズの高まりが予想されることから、巡回指導などへの拡充が必要です。
- ・高等学校においては、特別支援教育コーディネーターだけでなく、生徒指導主任や進路指導主任など学校の中核となる教職員に対する研修も必要です。また、中学校と高等学校との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る必要があります。

(5) ICTを活用した教育の推進

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
ICT活用による教員の指導力向上（目標値 90.0%）	71.6%	77.3%	67.3%	71.8%	75.6%	—
研究開発・研究指定（特別支援学校）	四街道（研究開発）	四街道	四街道	船橋	船橋・我孫子	我孫子

- ・研究校の指定、特別支援学校情報教育連絡協議会の開催などを通して、ICT活用による教員の指導力向上に努めました。

- ・Web会議システムを活用して学校と病院をつなぎ、同時双方向型授業配信により、入院中であっても学習を継続できる仕組みを整えることができました。

②今後の課題

- ・ICT環境を整え、ICTを活用した教育実践の充実が必要です。今後、小・中学校等でのICTを活用した教育実践についての研究が必要です。
- ・障害の状態等に応じたICTを活用した授業実践事例を紹介することで利活用を進め、ICT活用による教員の指導力向上を図っていく必要があります。

(6) 特別支援学校が有する多様な教育機能の活用

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校数(目標値 8校)	6校	6校	6校	6校	6校	8校
小・中学校等に対する通級による指導を実施している特別支援学校数(目標値: 17校延べ32校)	実施13校・延べ16校 (視覚2校、聴覚3校、肢体8校、病弱3校)	実施17校・延べ19校 (視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ19校 (視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ19校 (視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ19校 (視覚3校、聴覚4校、肢体9校、病弱3校)	実施17校・延べ32校 (視覚6校、聴覚6校、肢体12校、病弱8校)

- ・令和3年度、栄特別支援学校及び安房特別支援学校に肢体不自由、柏特別支援学校に病弱に対する教育機能を追加し、複数の障害種への教育機能を有する特別支援学校は8校となりました(安房特別支援学校は以前から複数障害種に対応済)。
- ・令和3年度、視覚障害に対する通級による指導を6校、聴覚障害に対して6校、肢体不自由に対して12校、病弱に対して8校、延べ32校で特別支援学校における通級による指導を実施できるようになりました。

②今後の課題

- ・居住地に近い場所で専門性のある教育を受けることができるよう、多様な障害種に対応できる教育機能の充実が必要です。
- ・知的障害のある児童生徒の各教科等の指導と評価の在り方について、引き続き研究校を指定し、先進事例等を広く周知していく必要があります。

(7) 様々な困難を抱える子供への支援の充実

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特別非常勤講師(看護師)研修	延べ8回	延べ8回	延べ8回	延べ9回	延べ4回	延べ4回
医療的ケア	医療的ケア基本研修(2日間×2回)、医療的ケア運営会議(年2回)、医療的ケア実施校連絡協議会(年3回)の実施					

- ・袖ヶ浦特別支援学校を研究校として指定し、各地区で市町村教育委員会を含めた医療的ケアネットワークを構築しました。また、地区の代表が集まっての総括ネットワーク会議において各地区の情報を共有し、地域の小・中学校における医療的ケアのニーズと課題を明らかにすることができました。

- ・看護師の専門性の維持・向上を図るため、緊急時の対応や医療機器の取扱い等の実技についての研修会を実施するとともに、医療的ケア実施校連絡協議会を開催し、実施校の現状と課題について情報交換を行いました。また、医師からヒヤリハット事例について指導・助言を受けることで、安全で確実な医療的ケアの実施についての理解を深めることができました。

②今後の課題

- ・医療的ケアについては、看護師の専門性の維持、向上を図ることが重要です。経験の豊富な看護師による指導の実施など、引き続き特別支援学校における医療的ケアを安全かつ確実に実施できる体制を整備する必要があります。
- ・医療的ケア児支援法を踏まえ、小・中学校等における医療的ケアについての理解推進、支援体制整備を速やかに行う必要があります。
- ・精神疾患のある児童生徒への指導・支援について、研究を進めることが必要です。

3 重点的な取組Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校の過密状況への対応、地域のセンターとして多様な教育的ニーズの対応に向けた教育機能の充実のための取組を行いました。

(1) 特別支援学校の計画的な整備

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
特別支援学校の整備	—	栄(開校)	君津、市川 (作業棟増築) 東葛の森 (基本設計)	市原 (教室棟増築) 東葛の森 (実施設計)	東葛の森 (建築工事等)	東葛の森 (建築工事等)

- ・平成29年度に栄特別支援学校開校、平成30年度に君津特別支援学校及び市川特別支援学校の作業棟を増築し、普通教室を確保するとともに、令和元年度には市原特別支援学校の教室棟を増築し、過密状況に対応しました。
- ・柏特別支援学校の過密解消のため、新設校の設計及び建築工事を行いました。令和4年度に東葛の森特別支援学校が開校予定です。
- ・総合的な教育機能を有する特別支援学校については、複数障害種に対する教育機能を有する特別支援学校を2校加え、合計で8校となりました。＊重点取組Ⅱの(6)参照

②今後の課題

- ・過密状況が著しい千葉・葛南地域、南房総地域の一部において、新たな特別支援学校設置などの対応を計画的に進めていく必要があります。
- ・新たに公布された「特別支援学校設置基準」について、各学校の状況を踏まえて対応していく必要があります。
- ・総合的な教育機能を有する特別支援学校については、令和4年度に矢切特別支援学校、野田特別支援学校に肢体不自由に対する教育機能を、さらに、君津特別支援学校において、過密状況への対応と併せて、肢体不自由に対する教育機能を追加する予定です。総合的な教育機能を有する特別支援学校における教育の充実を図るとともに、目指す学校像を明確にした上で、新たな特別支援学校の展開についての検討を進めていく必要があります。

- ・特別支援学校には地域における障害者の文化・スポーツ活動の拠点としての役割や、災害時の避難所としての役割を担うための施設等の在り方について検討していくことが必要です。
- ・特別支援学校卒業後を見据え、寄宿舍を活用した生活指導の実施など、寄宿舍の在り方について検討する必要があります。

(2) 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
スクールバスの配備状況	31校・ 102台配置	32校・ 107台配置	32校・ 110台配置	32校・ 115台配置	32校・ 120台配置	32校・ 128台配置

- ・全ての県立特別支援学校の過密状況を把握し、緊急性のある特別支援学校について、必要な教室の整備を行いました。
- ・スクールバスの座席不足や長時間乗車の実態を把握し、平成28年度以降スクールバスを26台増車し、36校中32校に128台を配置しました。その結果、児童生徒の増加に合わせた必要な座席数を確保することができました。

②今後の課題

- ・増車要望やスクールバスでの通学が必要な児童生徒の増加の状況、乗車時間等を考慮しながら、スクールバスの更新や増車等の対応を行っていく必要があります。
- ・医療的ケア児専用通学車両を求める声が高まってきており、先進的な取組を行っている都道府県の状況を参考にしつつ、児童生徒や保護者、医師、看護師など関係者の意見を広く受け止めながら通学車両の運行の可能性を研究していくことが必要です。

(3) 特別支援学校が有する多様な教育機能の充実

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
小・中学校等に対する通級による指導を実施している特別支援学校数(目標値: 17校延べ32校)	実施13校・ 延べ16校 (視覚2校、 聴覚3校、 肢体8校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ19校 (視覚3校、 聴覚4校、 肢体9校、 病弱3校)	実施17校・ 延べ32校 (視覚6校、 聴覚6校、 肢体12校、 病弱8校)
特別支援学校主催夏季研修における他校種教職員の受け入れ	373人・ 111講座	365人・ 118講座	379人・ 119講座	455人・ 130講座	新型コロナ ウイルス感 染症拡大に より実施な し	新型コロナ ウイルス感 染症拡大に より実施な し

- ・特別支援学校17校、延べ32校において通級による指導を実施することができました。小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒が居住地に近い場所で、教育相談、指導・助言を受けられるようになってきています。

②今後の課題

- ・特別支援学校において多様な障害種に対応できる教育機能の充実が必要です。研究校の指定、障害種ごとのネットワークの活用、様々な研修などを通して、特別支援学校が有する多様な教育機能の充実を図っていくことが必要です。

- ・特別支援学校には、地域における特別支援教育のセンターとしての役割が求められており、通級による指導の充実を図るとともに、市町村教育委員会等と連携し、さらに小・中学校等に対する支援機能の充実を図っていく必要があります。

4 重点的な取組Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなることを目指して、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実、キャリア教育の充実を図るための取組を行いました。

(1) キャリア教育と職業教育の充実

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
職業指導委嘱講師雇用人数	59人	61人	62人	58人	52人	46人
特別支援学校教員の企業実習参加人数	18人	18人	18人	18人	中止	18人

- ・特別支援学校では、各職業分野で優れた知識や技能をもった者を講師として委嘱し、教師が職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度等を学び、授業改善を図ることができました。
- ・特別支援学校教員の企業実習の実施により、特別支援学校と企業双方の考え方、企業の求める人物像等について共通理解し、進路指導の充実を図ることができました。
- ・千葉県特例子会社連絡会や千葉県中小企業家同友会、千葉県経営者協会等と連携し、より確実な就労へと結び付けることができました。

②今後の課題

- ・各学校の教育課程に基づき、職業委嘱講師を配置できるよう、より計画的な取組が必要です。
- ・障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園、小・中学校、高等学校の連続性・系統性のあるキャリア教育・職業教育の内容や指導項目について検討していく必要があります。
- ・学校教育で学んだ知識や技能を卒業後にどう活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるかを考えていく必要があります。

(2) 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
企業と特別支援学校をつなぐセミナー参加企業	107社	212社	198社	197社	中止	31社

- ・千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を活用し、各地域の関係機関（障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等）と連携することができました。また、各地区において、「企業と特別支援学校をつなぐセミナー」を開催し、企業の障害者雇用の推進につなげることができました。

②今後の課題

- ・一人一人の障害の状態等に応じた卒業後の生活や環境についての情報提供、当事者や保護者が安心して選択できる機会の保障が必要です。また、就職後の定着に向けて、就職後における関係機関との連携についての仕組みづくりが必要です。

(3) 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
県立学校の嘱託職員（*1 特別業務職員）の雇用	39人	30人	20人	33人	129人	154人
一般企業等への就労に向けたキャリアアップ	—	8人	6人	6人	*2 参照	
特別支援学校高等部卒業生の就職率（就職者/就職希望者）	95.3%	93.5%	95.3%	97.3%	94.6%	—

*1 令和2年度から「嘱託職員」は「特別業務職員」に変更しました。

*2 同一学校での継続雇用を望んでいる特別業務職員もいることから、令和2年度から進路選択の一つとして、毎年継続雇用を希望できるようになりました。なお、キャリアアップの希望者には、本人の希望を基に可能な限りキャリアアップに繋ぐことも可能となっています。

- ・県立学校での学校技能員等の雇用については、特別支援学校卒業生を含め障害者雇用を進めました。
- ・高等部卒業生のうち就職希望者の就職率について、平成29年度から令和2年度までの平均は95%以上でした。

②今後の課題

- ・障害者雇用については、実習を行い、マッチングを確実に行うとともに、受入れ側と支援体制の在り方について協議し、その取組例を発信していくことが必要です。
- ・雇用された人たちが安定して働けることができるように、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築を進めていく必要があります。

(4) 障害者への学びの支援

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
国の委託事業「学校卒業後における障害者の生涯にわたる学びの支援に関する実践研究事業」	該当なし	該当なし	国の委託事業を受託し、研究を推進	国の委託事業を受託し、研究を推進	国の委託事業を受託し、研究を推進	該当なし
「さわやかちば県民プラザ」さわやか青年教室の実施回数・参加者数	7回実施 延べ235人参加	7回実施 延べ247人参加	7回実施 延べ287人参加	8回実施 (6回中止) 延べ166人参加	5回実施 (4回中止) 延べ85人参加	5回実施 (2回中止) 延べ146人参加
県立図書館による学校訪問読み聞かせ	10校	13校	19校	13校	11校 (10校中止)	—
「卒業後の学び」に関する研究指定（特別支援学校）	該当なし	該当なし	市川大野：卒業後の学びに関する研究指定	市川大野：卒業後の学びに関する研究指定	市川大野：卒業後の学びに関する研究指定	該当なし

- ・障害者に対する生涯学習事業として「さわやかちば県民プラザ」では、講座を開催し、障害者の学びの場と機会の充実を図りました。また、特別支援学校では、関係機関や団体等と連携・協働し、様々な余暇活動や社会教育施設の利用について学習する機会を設けました。
- ・特別支援学校卒業後の生涯を通じての学びにつなげるために、市川大野高等学園を研究校に指定し、広域同窓会連絡協議会を開催し、学習プログラムの開発や生涯学習講座の実施に向けて取り組みました。

②今後の課題

- ・ 障害者に対する生涯学習については、実施する講座の在り方を検討するとともに、市町村に広げていく必要があります。県立図書館による特別支援学校への読み聞かせや図書館の使用方法についての訪問授業に関しては、より効果的な周知が求められます。
- ・ 学校で学んだことが生涯学習に生かされるよう、各学校や地域の特性を生かした取組を教育課程に位置付けていく必要があります。

(5) 障害者に対する理解の普及啓発

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
県特別支援学校作品展	実施	実施	実施	中止	実施	実施
さわやかおんがく隊ワークショップ *	—	—	実施	実施	実施	—
県障害者スポーツ大会	実施	実施	実施	実施	中止	中止

*「さわやかおんがく隊ワークショップ」は、国委託事業「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の1事業として、平成30年度から令和2年度まで実施しました。

- ・ パラスポーツ団体等と協力して、パラスポーツの実技指導者講習会を拠点となる学校で実施しました。特別支援学校以外の教職員の受講者も増え、障害の有無に関わらずパラスポーツと一緒に取り組むことで、相互理解が深まりました。
- ・ 令和元年度及び2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、開催についてその都度協議、検討を行いました。

②今後の課題

- ・ パラスポーツの普及等の取組を通して、「心のバリアフリー」の考えを深め、障害の理解推進を図ることが求められます。
- ・ 卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた取組の充実を図るため、一人一人の教育的ニーズに応じたキャリア発達支援や、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築を一層進めていく必要があります。

5 重点的な取組Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

全ての教員の特別支援教育の知識・技能の向上、また特別支援学校教員のセンター的機能を発揮するための専門性の向上を目指して、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、特別支援教育に関する研修の充実を図るための取組を行いました。

(1) 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進

①実績・成果

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状(目標値 95.0%)の保有率 *文部科学省調査より *自立教科等免許含 *()は全国平均	88.3% (75.7%)	89.2% (77.6%)	90.6% (79.7%)	92.2% (83.0%)	92.2% (84.9%)	—
特別支援学級における特別支援学校教諭免許状(目標値 42.0%)の保有率 *学校基本調査より *()は全国平均	39.7% (30.9%)	38.2% (30.7%)	38.3% (30.8%)	36.8% (30.9%)	37.9% (31.1%)	—
特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者人数	855 人	855 人	903 人	898 人	1,034 人	—

- 特別支援学校教諭免許状の保有率については、特別支援学級担任及び特別支援学校教員、どちらも全国平均を上回ることができました。特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者数は180名ほど増加しており、令和2年度は1,034名が保有していますが、学級数や担当教員数の著しい増加もあり、保有率については30%後半となっています。

②今後の課題

- 引き続き、認定講習の優先的な受講により、特別支援学級担任及び特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得を推進し、保有率を向上させる必要があります。

(2) 特別支援教育に関する研修の充実

①実績・成果

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
特別支援教育課による主な研修	・全公立学校長を対象としたインクルーシブ教育システム研修会の実施	・全公立学校を対象とした手話言語等普及推進研修の実施 ・幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施	・幼稚園・認定こども園特別支援教育コーディネーター研修実施
	・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会、新任研修会の実施 ・発達障害のある児童生徒への指導・支援研修会の実施(R2、R3は中止)					
	合理的配慮事例集(小・中学校版)作成・配付	特別支援教育指導資料(H30年度版)作成・配付	合理的配慮事例集(高等学校版)作成・配付	特別支援教育指導資料(R2年度版)作成・配付	特に作成物なし	・自立活動動画活用手引集 ・学びの困難さに対する指導の手立て集(作成予定)
県総合教育センターにおける悉皆研修での特別支援教育についての講義	・公立学校管理職や中堅層教員、初任者研修等における特別支援教育に対する研修の実施					
県総合教育センターにおける研修講座数と受講者数	50 講座 3,326 人	48 講座 2,890 人	35 講座 2,651 人	35 講座 2,953 人	37 講座 1,180 人	36 講座 1,651 人
国立特別支援教育総合研究所における研修への参加者数	専門研修：11 人 指導者研究協議会等：7 人	専門研修：12 人 指導者研究協議会等：5 人	専門研修：14 人 指導者研究協議会等：7 人	専門研修：8 人 指導者研究協議会等：9 人	専門研修：8 人 指導者研究協議会等：7 人	—

- 平成28年度に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が制定されたことを受け、平成29年度に全公立学校を対象とした手話言語等普及推進研修を実施しました。
- 平成29年度に、幼稚園、幼保連携型認定こども園幼稚園特別支援教育コーディネーター研修会を開始しました。令和3年度は、学事課と連携し、私立幼稚園にも門戸を広げるとともに、他の私立幼稚園に対しても研修資料を提供しました。

- ・県総合教育センターにおける全公立学校の管理職、主幹教諭や中堅教諭、初任者を対象とした悉皆研修において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の理解や支援についての講義を組み入れ、特別支援教育の理解を図りました。また、受講者のニーズに応じた具体的な実践について学ぶことができる研修の実施に努めるなど、希望研修の講座の充実を図りました。

②今後の課題

- ・必要な時に必要なコンテンツが見られるサイトの作成など、教員がいつでも自ら学ぶことのできる研修方法を確立する必要があります。
- ・全ての教員、特別支援学級や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図っていく必要があります。
- ・総合的な教育機能を有する特別支援学校の充実を図るため、視覚障害教育及び聴覚障害教育について指導できる教員の育成が必要です。
- ・小・中学校等の特別支援学級担任や「通級による指導」担当者、通常の学級担任を対象とした特別支援教育の専門性を担保する制度を創設するなど、小・中学校等の教員の専門性向上を図る必要があります。
- ・今後の特別支援教育を担う人材の育成、地域や学校において中核となる特別支援教育に携わる教員を計画的に育成する仕組みづくりが必要です。
- ・特別支援教育推進に向けた学校経営の充実を図っていく必要があります。

(3) 異校種間の計画的な人事交流の推進

①実績・成果

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
小中、高等学校等と特別支援学校の交流者の人数(小中高 等⇒特別支援学校)	教諭 33 人 管理職 5 人	教諭 28 人 管理職 10 人	教諭 21 人 管理職 6 人	教諭 22 人 管理職 11 人	教諭 16 人 管理職 3 人	—
小中、高等学校等と特別支援学校の交流者の人数(特別支援学校⇒小中高 等)	教諭 13 人 管理職 2 人	教諭 10 人 管理職 1 人	教諭 11 人 管理職 2 人	教諭 18 人 管理職 1 人	教諭 11 人 管理職 3 人	—

- ・教諭と管理職について、計画的な異校種間の人事交流を実施しました。人事交流により、小・中学校等から特別支援学校への交流者については、障害や特別支援教育の理解が推進されています。また特別支援学校から小・中学校等への交流者については、小・中学校等の教育に対する理解が進むとともに、各学校における特別支援教育の中心となって推進を図ることができています。

②今後の課題

- ・今後も異学校種間の人事交流を進め、互いの学校の良さや課題について理解推進を図るとともに、各学校における特別支援教育の中核となる人材を育成していくことが必要です。

資料 3 策定に関わった関係者

第3次計画の策定に当たっては、県教育庁内はもとより県庁内の関係各課の協力を得ながら、年度ごとに計画の進行管理及び点検評価を行ってきました。また、大学や医療、労働、保護者、各学校等の代表者などの外部有識者から意見聴取を行いました。そうした意見を踏まえながら、本計画の策定を進めてきました。

1 県特別支援教育研究推進会議

(1) 本部会

役 職 等	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
大学関係者	植草大学 渡邊 章	植草大学 渡邊 章	二松学舎大学 岡田 哲也	二松学舎大学 岡田 哲也
県特別支援学校 PTA 連 合会 会長	県立八千代特別支援学校 林 敬子	県立桜が丘特別支援学校 名嘉 圭子	県立桜が丘特別支援学校 名嘉 圭子	県立市川特別支援学校 秋山 美奈子
医師	国保旭中央病院 大屋 滋	国保旭中央病院 大屋 滋	国保旭中央病院 大屋 滋	国保旭中央病院 大屋 滋
県手をつなぐ育成会	役員 瀧島 玲子	役員 瀧島 玲子	役員 瀧島 玲子	役員 瀧島 玲子
県障害者就業・生活支 援センター連絡 協議会	会長 藤尾 健二	会長 藤尾 健二	会長 藤尾 健二	会長 藤尾 健二
当事者			江ヶ崎 健雄	江ヶ崎 健雄
県特別支援学校長会 代表	県立習志野特別支援学校長 望戸 千恵美	県立君津特別支援学校長 佐川 桂子	県立特別支援学校 流山高等学園校長 堀子 榮	県立我孫子特別支援学校長 近藤 明紀
県国公立幼稚園・ こども園協会 代表			副会長 館山市立北条幼稚園長 山口 健一	副会長 銚子市立本城幼稚園長 小関 宏昌
全千葉県私立幼稚園 連合会 代表			福増幼稚園 理事長 宮田 元	めぐみ幼稚園 理事長・園長 杉森 信幸
県小学校長会特別支 援教育部長/県特別支 援学級・通級指導教室 設置校校長会会長	山武市立睦岡小学校長 畔蒜 秀彦	山武市立睦岡小学校長 畔蒜 秀彦	市川市立中山小学校長 望戸 千恵美	館山市立北条小学校長 安藤 深佳子
県中学校長会 会長	浦安市立日の出中学校長 本山 哲也	東金市立東金中学校長 市東 努	四街道市立四街道中学校長 横山 昌彦	銚子市立銚子中学校長 伊東 隆
県高等学校長協会 代表	県立松戸南高等学校長 小室 いづみ	県立松戸南高等学校長 小室 いづみ	県立鎌ヶ谷高等学校長 末永 奈穂子	県立鎌ヶ谷高等学校 末永 奈穂子
県発達障害者支援 センター			センター長 館山 聡	センター長 館山 聡
県教育庁 特別支援教育課長	堀子 榮	酒井 昌史	青木 隆一	青木 隆一

(2) 専門部会

部 署	役 職	人数
県特別支援学校長会	代表	2
県総合教育センター	特別支援教育部長	1
県教育庁葛南教育事務所	特別支援教育担当指導主事	1
県教育庁東葛飾教育事務所	特別支援教育担当（主席）指導主事	1
県教育庁北総教育事務所	特別支援教育担当指導主事	1
県教育庁東上総教育事務所	特別支援教育担当指導主事	1
県教育庁南房総教育事務所	特別支援教育担当指導主事	1

(3) 担当者会議

所属名	課	室・班	人数
総務部	学事課	幼稚園振興班	1
健康福祉部	子育て支援課	子育て支援班	1
		認可・認定班	1
	障害者福祉推進課	共生社会推進室	1
	障害福祉事業課	療育支援班	1
商工労働部	産業人材課	障害者就労支援班	1
教育庁教育振興部	生涯学習課	社会教育振興室	1
	学習指導課	高等学校指導室	1
		義務教育指導室	1
		県立学校人事室	1
	教職員課	小中学校人事室	1
		免許班	1
	文化財課	学芸振興室	1
県総合教育センター	研修企画部		1
	特別支援教育部		1
県子どもと親のサポートセンター	教育相談部		1

2 県特別支援教育専門家チーム会議

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委員	千葉大学准教授 真鍋 健	千葉大学准教授 真鍋 健	千葉大学准教授 真鍋 健	千葉大学准教授 真鍋 健
	植草学園短期大学主任教授 佐藤 慎二	植草学園短期大学主任教授 佐藤 慎二	植草学園短期大学主任教授 佐藤 慎二	植草学園短期大学 こどもみらい学科長 佐藤 慎二
	淑徳大学教授 川眞田 喜代子	淑徳大学教授 川眞田 喜代子	淑徳大学教授 川眞田 喜代子	淑徳大学教授 川眞田 喜代子
	千葉リハビリテーション センター医師 永沢 佳純	千葉リハビリテーション センター医師 永沢 佳純	千葉リハビリテーション センター医師 永沢 佳純	千葉リハビリテーション センター医師 永沢 佳純
	川村学園女子大学教授 向野 光	川村学園女子大学教授 向野 光	川村学園女子大学教授 向野 光	川村学園女子大学教授 向野 光
	植草学園大学准教授 加藤 悦子	植草学園大学准教授 加藤 悦子	植草学園大学准教授 加藤 悦子	県立東金特別支援学校長 唐鎌 和恵
	淑徳大学兼任講師 愛甲 修子	淑徳大学兼任講師 愛甲 修子	淑徳大学兼任講師 愛甲 修子	淑徳大学兼任講師 愛甲 修子
	神田外語大学客員教授 小柴 孝子	千葉大学子ども の発達教育研究センター 特任研究員 小柴 孝子	千葉大学子ども の発達教育研究センター 特任研究員 小柴 孝子	千葉大学子ども の発達教育研究センター 特任研究員 小柴 孝子
協力員	県総合教育センター特別支援教育部（研究）指導主事			
	県教育庁葛南教育事務所 特別支援教育担当指導主事			
	県教育庁東葛飾教育事務所 特別支援教育担当（主席）指導主事			
	県教育庁北総教育事務所 特別支援教育担当指導主事			
	県教育庁東上総教育事務所 特別支援教育担当指導主事			
	県教育庁南房総教育事務所 特別支援教育担当指導主事			

資料 4 用語解説

【あ行】

◇ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）のこと。

◇異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携等の意味で用いられる。

◇IOT

Internet of Things（モノのインターネット）の略で、センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのこと。

◇医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で、制度上実施できることとなった。

千葉県では、「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」並びに「県立中学校・高等学校における医療的ケアガイドライン」で詳細を定めている。

◇医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子供。

◇医療的ケア看護職員

学校において、医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の療育上の世話又は診療の補助に従事する職員。医師の指導の下、必要に応じた医療的ケアの実施や、医療的ケア児の健康管理、認定特定医療行為業務従事者できる教職員への指導・助言等を行う。

◇インクルーシブ教育システム

平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の第24条では、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機

会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

◇インクル COMPASS（コンパス）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が作成した、園・学校におけるインクルーシブ教育システムの構築・推進に向けた自校（園）の取組状況を把握するためのツール。

※ http://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

【か行】

◇GIGA（ギガ）スクール構想

全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

◇学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ10年に1度改訂している。教科書や時間割はこれを基に作られている。学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定している。

◇学校間交流

特別支援学校と小学校など、学校間で交流及び共同学習を行うこと。

◇基礎的環境整備

障害のある幼児児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

（基礎的環境整備の8点）

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

◇キャリアパスポート

児童生徒が自らの学びのプロセスを記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオ的な教材。

◇QOL

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略称。「人生の質」、「生活の質」と訳されている。

◇教育支援委員会

平成 25 年 9 月 1 日付け「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」により、これまで市町村教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるとされた。「教育支援委員会」については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されている。

◇共生社会

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

◇教員業務支援員

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員のことで、スクール・サポート・スタッフとも呼ばれている。

◇居住地校交流

特別支援学校に籍を置く幼児児童生徒が、居住地の小・中学校等において行う交流及び共同学習の一形態。

◇言語聴覚士（ST）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導、その他の援助を行う専門医療従事者。

◇交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を、目的とする共同学習の側面があるが、両方が一体的としてあるものと捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合いを支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものといえる。

交流及び共同学習は、平成 16 年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、学習指導要領にも明確に位置付けられている。

◇合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

学校における合理的配慮については、3 観点 11 項目として示されている。

①教育内容・方法

①－1 教育内容

- ①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①－１－２ 学習内容の変更・調整
- ①－２ 教育方法
 - ①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①－２－２ 学習機会や体験の確保
 - ①－２－３ 心理面・健康面の配慮
- ② 支援体制
 - ②－１ 専門性のある指導体制の整備
 - ②－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②－３ 災害時等の支援体制の整備
- ③ 施設・設備
 - ③－１ 校内環境のバリアフリー化
 - ③－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

◇個別移行支援計画

卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画のこと。

◇個別の教育支援計画

「個別の支援計画」の１つで、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関と連携しつつ、一人一人の障害のある幼児児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。

◇個別の支援計画

「個別の支援計画」は、生涯にわたり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画。

この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会などの教育機関が中心になって作成する場合に、「個別の教育支援計画」とよんでいるもので、概念としては同じ。

◇個別の指導計画

学校の教育課程において、個々のニーズに応じたきめ細かな指導を行うための計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

◇コミュニティ・スクール

保護者や地域住民などが、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。学校と地域が力を合わせ、互いに信頼し合い、子供たちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことがねらい。

【さ行】

◇Society（ソサエティ）5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、我が国が目指すべき未来社会の姿として、内閣府より提唱されたもの。

◇作業療法士（OT）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を合わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

◇巡回による指導

通級による指導の一形態。通級による指導の担当者が兼務発令などを受けることで、本務校以外の学校を巡回し、そこで「通級による指導」を行うこと。

◇就労支援コーディネーター

千葉県が進める就労支援ネットワーク構築の取組の中で、県立特別支援学校内の教員が指名される就労に関するコーディネーター。学校の進路指導主事等と協力して実習先の開拓や就労に関する情報について、関係校との連絡調整役を担う。

◇持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

◇児童発達支援センター

平成24年の改正児童福祉法の施行により創設された。児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

◇児童発達支援事業所

児童発達支援センターと同様に、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行う。児童発達支援事業所は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場である。

◇職業委嘱講師

県立特別支援学校に配置される専門教科や作業学習など、職業に関する授業で活用している専門的な知識や技能を有する専門家である講師。

◇保育所等訪問支援

「児童福祉法」に基づくサービスで、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害者につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

◇障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。平成16年6月、平成23年8月に一部改正されている。

◇障害者の権利に関する条約（通称「障害者権利条約」）

平成18年12月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している。

条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広い内容となっている。

日本は、平成19年9月に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正などの国内法の整備を進めた後、平成26年1月に批准に至った。

◇障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施するもので、県内16か所に設置されている。

◇情報通信技術支援員（ICT支援員）

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。具体的な職務内容は、ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられる。

◇ジョブコーチ

障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して、職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

◇自立活動

学校教育法施行規則で定めている特別支援学校の教育課程の一つ。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

◇センター的機能

文部科学省は、特別支援学校に期待されるセンター的機能を以下のように例示している。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能

⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能

⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

◇スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために、臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

◇スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育と福祉両面に関して専門的な知識、技術を有する専門家。

[た行]

◇デジタル教科書

紙の教科書の内容全部をそのまま記録した電磁的記録である教材(学校教育法 34 条第 2 項及び学校教育法施行規則第 56 条の 5)。

◇地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

◇特別支援アドバイザー

小・中学校等の要請に応じて訪問し、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する助言・援助を行うことを目的に、千葉県が独自に配置している特別支援教育に専門性を有する非常勤職員。

◇特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関等との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

◇特別支援教育支援員

特別支援学校及び小・中学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援に従事する職員。具体的な職務内容としては、基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助、学習支援、学習活動や教室間移動等における介助、児童生徒の健康安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進などがある。

【な行】

◇認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

【や行】

◇ユニバーサルデザイン

「障害者の権利に関する条約」（訳文）によれば、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」としている。学校教育におけるユニバーサルデザインの場合、障害の有無に関わらず、全ての幼児児童生徒が分かりやすく学びやすい教育を目指すデザインを示している。学校においては、ユニバーサルデザインの視点を持ちながら、分かる授業づくりや一人一人の居場所がある学校、学級づくりを進めている。

【ら行】

◇理学療法士（PT）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体に障害のある人に、基本的動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び予防のために、運動療法や物理療法（温熱、電気治療等）を用いて、日常生活が送れるように支援する医学的リハビリテーションの専門職をいう。

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画
一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
令和4年3月

編集・発行 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課
電話 043-223-4051
FAX 043-221-1158

